

第七十五回 参議院文教委員会會議録第十一号

昭和五十年六月三日(火曜日)
午前十時十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 内藤三郎君
理事 有田 一寿君
久保田藤麿君
久保 巨君
加藤 進君

委員 山東 昭子君
志村 愛子君
高橋 譽富君
中村 登美君
藤井 丙午君
最上 進君
秋山 長造君
柏谷 照美君
鈴木美枝子君
宮之原貞光君
内田 善利君
矢原 秀男君
小巻 敏雄君
中沢伊登子君
柏谷 照美君
鈴木美枝子君

國務大臣 文部大臣 永井 道雄君
政府委員 文部政務次官 山崎平八郎君
文部大臣官房長 清水 成之君
文部省初等中等教育局長 安嶋 彌君
文部省大学局長 井内慶次郎君
文部省社会教育局長 安養寺重夫君

文部省体育局長 諸澤 正道君
文部省管理局長 今村 武俊君
事務局側 常任委員会専門員 龍 嘉衛君

説明員 文部省初等中等教育局長 奥田 真丈君

参考人 私立学校教職員共済組合理事長 加藤 一雄君
私立学校教職員共済組合常務理事 三浦 勇助君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外一名発議)

○教育、文化及び学術に関する調査(当面の文教行政に関する件)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として私立学校教職員共済組合理事長加藤一雄君及び同常務理事三浦勇助君の出席を求め、ことに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(内藤三郎君) 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○柏谷照美君 本改正案と関連して最初にお伺いしたいことは、さきに社会保障長期計画懇談会が年金制度改革のための中間報告書を出していると思ひます。それを受けて政府内部において、昭和五十一年度にはわが国の年金制度についての総合的な対策の検討が進められていっていると伺っています。私共共済も当然それに関連して大きな変革が行われるのではないかと、こう考えております。私が考えるところ、問題点は財源負担の適正化と、各制度の分離と、給付格差の是正にしろられていくというふうに思ひますけれども、現状がどうなっているかということ、どのような点が変わっていくかということについてお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(今村武俊君) 本法案を社会保障制度審議会に諮りましたところ、その答申の中で次のように述べられております。「昭和五十一年度には、わが国の年金制度の総合的な見直しが行われ、と伝えられていので、共済年金関係も当然それに応じた大幅な改正が行われなければならないことを付け加える。」このことは、厚生年金及び国民年金制度が財源の再計算を昭和五十三年度から五十一年度に繰り上げて実施し、その際、抜本的な制度改革をあわせて実施しようとしていること、また、今国会に提案されております国家公務員共済組合の年金改定法案に対する国家公務員共済組合審議会の答申の中で、次のように述べられておること等を踏まえて答申があったものと理解しております。

その答申では、「現行の共済組合法は、恩給法と旧共済組合法とを併合するため昭和三十三年と緊急制定されたものであるだけに、その理念が明白でないばかりでなく、その後の経済社会の変動や、社会保障制度の進展に即さない面は、相当散見される。これらに対し、政府は従来のテンポを速め、根本的再検討を昭和五十年中に完了せられるよう特に強く要望する。」かようなことでございますので、共済組合制度全般について大きな変革がなされなければならないという気配が漂っていることは、まさに先生のおっしゃる通りでございます。

ところで、その具体的な改正の内容でございますが、現在、こういう年金制度の母法と言われる厚生年金制度にあつては社会保障審議会で、国民年金制度にあつては国民年金審議会、それぞれ検討が行われ始めたところであり、また、国家公務員共済組合制度にあつても、厚生年金制度等の制度改革の動向を見守りながら根本的な制度改革のための検討を始めたばかりでございます。恐らく問題点は、先生の御指摘の点のようなことであらうかと思ひますが、私もこれらの動きを見守りながら、恐らくその影響はあるであらうということで、次の検討を始めなければならぬわけでございますが、まださような事情でございますので、的確に問題点を把握して検討を始めたいという段階には至っていないというのが現状でございます。

○柏谷照美君 非常にのんびりした話ではないだらうかというふうに思ひますけれども、五十一年から実施する、もう非常な大変革だということにおっしゃっていらっしゃるのに、まだ検討を

始めたばかりだということでは、私は非常な不安を覚えないわけにはまいりません。

それとあわせて、すでに政府の方では、私たちが考えますと非常な問題点だというふうに思っているんですけれども、とにかく食べられる年金を支給する、つまり高福祉——福祉を高くするという意味では高負担が必要なんだ、つまり掛金も大きくしなければならぬんだという、こういうキャンペーンを張っているような感じがしてなりません。そのことでは私は本質を突いていないんじゃないか、この年金制度改革について、そういう考え方をもちます。

たとえば日本のサラリーマンは、住宅や公園や、あるいは動物園、植物園、あるいは美術館、博物館などの公共サービスやあるいは施設から疎外をされているという、そういう統計が出ているわけです。なるほど政府が言うように、四十九年度の厚生白書を見れば、西ドイツの社会給付は二・一・八％、負担率は一四・二％、それに比べて日本は六・一％の給付率、そして負担率が四・四だと。だからもっと高い給付率を、給付をするには高い負担が必要なんだと、こういう意図を持ったとか思われるような白書を出しているということ自体が大変な問題だというふうに思いますし、いま私が言いました住宅や公園や動物園、植物園の問題にしても、イギリスとの比較で言えば、十万人当たり、たとえば博物館、美術館、動物園は、イギリスを一〇〇とした場合に日本は五六・三だし、公共図書館あるいは蔵書類が一〇〇対三六・八だというふうに統計が出されているわけです。これは何も私たちの統計ではありませんで、国民生活審議会が「社会指標」中間報告書に出しているわけですから、そういう意味から考えても、私たちは日本のサラリーマンはみずから購買力でそのような不足をカバーしようとしているというふうに考えているわけです。ですから、高福祉、高負担を言うならば、勤労者の生活実態と行政の仕組みを正しく認識した上で論ずるべきであらうかというふうに思いますが、そのこ

とについての時間がありませんから、私は文部省がお先棒を担いで高福祉や高負担でなければならぬんだというふうなことではなくて、国庫負担を増額すべきだという観点に立つてがんばっていただきたいというふうに思うわけです。

その意味で、当委員会で再三附帯決議を行ってききました長期給付の国庫補助引き上げについて文部省のとってきた態度、それから今後の見通しはどのようになっているかということについて伺いをしたいと思います。

○政府委員(今村武俊君) 長期給付に対する国庫補助は現在百分の十八でございまして、国会の附帯決議ではこれを百分の二十に引き上げるべきであるということとございまして、昭和五十年年度の予算編成の際にも、附帯決議の御趣旨を尊重して百分の二十に引き上げるべく予算概算要求をし、それをもとにして予算折衝をしたところでございまして、他の共済制度との比較権衡もあつて目的を実現することができなかった次第でございまして、

○粕谷照美君 そうすると、他の共済制度との関連でできなかったという意味では、文部省は何か私学共済だけが努力の対象ではなくて、その他公立学校共済組合の関係もあるわけですね。公立学校共済組合の方は私学共済よりは国庫負担が少くない。そういう意味では、公立学校共済組合の国庫負担が少くないということが私学共済に対する補助の足を引っ張っているというふうにお考えですか、いかがですか。

○政府委員(今村武俊君) 私ども予算折衝いたしましたときに、私学共済が百分の十八、厚生年金が百分の二十であるということで、高い方にそろえるべく努力をしたわけでございまして、百分の十五の公立共済の低い方をとって上げなくてもいいという主張をしたわけではございません。

○粕谷照美君 また、私学共済の長期給付に対しては、ほかの共済制度にはない文教政策上の補助措置というのがありますね。それは一つは日本私学振興財団の整理資源に対する助成金でありますし、またもう一つは、都道府県からの補助金だ

いうふうに思うわけです。四十五年度から国及び都道府県が私学振興の観点から人件費を含む経常費補助を実施していることと関連しまして、今日の私学共済事業に対する都道府県の補助の実態はどういうふうになっているかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(今村武俊君) 私立高等学校等経常費補助金は、従来地方交付税上の財源措置がなされてきており、都道府県ではこれを基礎にいたしまして、それを財源といたしまして私立高等学校に補助金を出しているわけではございません。その一つとして、私立学校共済組合の掛金に対する千分の八相当の補助金がございまして、現在、都道府県は私学共済組合に対し私立学校が教育上果たしている大きな役割りにかんがみまして、昭和二十九年度以来、長期給付の掛金のいま申し上げる相当額を補助しております。そして組合員及び学校法人の掛金はこの分だけ軽減されておるということになっております。

それを計数的に申し上げますと、都道府県の補助金が昭和四十八年度においては十五億二千九百万円、昭和四十九年度においては二十一億三千三百万円、昭和五十年年度においてはまだ一部未計上の県もございまして、大部分の県においては千分の八相当額が計上されております。あるいは計上する予定でございまして、

○粕谷照美君 ちょっとお伺いいたしますけれども、いまの御答弁の中で財源として私立高校に出しているというふうにおっしゃいましたね。そうすると、この私学共済が補助をする対象というのは私立高校の組合、いわゆる共済組合員だけですか。全部そうなっていますか、すべての県が。

○政府委員(今村武俊君) 交付税の積算の基礎では、高等学校以下の学校についてのみ積算してございまして、沿革的に高校以下だけではなくて、その都道府県の中にある大学、短大——私立学校でございまして、これらについても沿革的に都道府県の補助を出している県が多々ございまして、

というの、説明はわかりました。それでは、その大学や短大に積算基礎を上回って出している——逆に言えばどちらが多いかということですね。大学、短大に出さないという県の方が多いのか、大学、短大に出しているという県の方が多いのか、もしわかればその県名などもお教えいただきたいと思います。

○政府委員(今村武俊君) 大勢としては大部分の府県において、およそ私学について千分の八相当額の補助金を出しておりますが、次のような例外がございまして、岩手県では大学、短大分については補助がありません。京都府では大学分については補助がありません。北海道、福岡では学校法人ではなくて組合員に対してのみ千分の八負担を軽減いたしております。東京都では大学、短大、高専は九カ月の補助、補助はするが十二カ月ではなくて九カ月、こういう例外がございまして、

○粕谷照美君 それでは、文部省ではなくて、運営の責任者である私学共済の理事長に五十年年度の見込みについてどういふふうな把握をいらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○参考人(加藤一雄君) ただいま局長から説明がありました。大体それと同じであります。四十九年度におきましては先ほどの岩手、京都等でありまして、五十年年度におきましてはややそれ以上に、いま問題になっております二、三県のところがまだその段階に至っておりません。したがって、これから努力をしてぜひいまままでおりにという運動を展開しております。

○粕谷照美君 二、三県がふえたということですが、大学、短大に補助をしない県が。

○参考人(加藤一雄君) さようでございまして。○粕谷照美君 これから努力すればもとへ戻る可能性があるわけですか。

○参考人(加藤一雄君) いまのところ折衝いたして、私も先般参りまして交渉はしています。近くまた参りたいと、かように考えておりますが、地元私学の先生方は非常に不安感を持っておるようございまして、しかし全然だめだということ

でもないわけでごいまして、もうしばらく時間をかけていただいて努力してみたいと、かように考えております。

○粕谷照美君 大変な問題だというふうに思いますが、理事長の一層の御努力をお願いしたいというふうに思います。

しかし、理事長の説明でもちよつと理解ができないところがあるわけですね。重ねて伺いたいと思いますけれども、都道府県の補助は共済組合法の三十五条の三項を根拠として出されているというふうに思いますが、間違ひありませんか。

○参考人(加藤一雄君) いまのお説のとおりでございます。まして、組合法の三十五条の三項によつて組合の業務に対して補助をすることができると、こうなつておりますが、当初各都道府県から、自分の管轄内の私学の先生方に直接負担を軽減していただきたいと、こういうことから掛金の方にその補助が回されてまいりました。学校側が千分の四、組合員が千分の四と、かようになつてきております。

ところが、その後、その情勢で今日までまいつております関係上、大学、短大、高専の方は地方自治体からの管轄はないのだから、こちらの方はその予算の關係上出せないというふうな空気がありますので、われわれとしてはそうでなくて、根源は業務の補助ということになつてゐるから、学種別に考えずにすべての学種に出していただきたいと、こういうふうな要望をいたしておるのでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、その大学や短大に出さないという県ですね、先ほど名前をおつしやうた岩手や京都あるいは今年度ふえるであろう二、三の県、それは私立の高等学校と違つて、うちの県としては共済業務には關係してないから出さなくてもいいんだ、つまり組合法の三十五条の三項は県には該当をしないんだという考え方に立つて出されないというふうな考えでよろしいですか。

○参考人(加藤一雄君) そうでなくて、やはり財政上非常に窮迫しておるので直接管轄にある高等

学校以下だけは何としてもしなければならぬけれども、大学、高専の方まで力を伸ばす現状でないというようにわれわれは解釈しておりますので、それは学種別で分けてもらつちや困る、全部の学種に出してもらいたい、こういう要望をいたしました次第でございます。

○粕谷照美君 ただいまの御説明で補助金は組合員の掛金を低くしよう、とにかく一人一人を大事にしようという観点に立つていままでずつと出されてきた内容であるということはいささか理解ができました。けれども、ほかの共済制度にはなくて私学共済にだけ都道府県が補助金を出すというその立法趣旨から考えてみれば、文部省としても、各都道府県に対して学校種別に關係なく補助を出すようにというその努力、指導してもよろしいんじゃないかというふうに思いますが、そういうことで指導なされたかどうか、それから今後の見通しについてはどうであるか、指導するお気持ちがあるかないのかという点も含めて伺ひたいというふうに思います。

○政府委員(今村武俊君) 文部省といたしましては、昭和四十八年度、四十九年度、五十年の実績、その傾向を見ながら、地方財政上いろいろ問題があるにもかかわらず都道府県が私学共済組合に対してしかるべき援助をなされることを期待しておるわけでございます。したがって、私学の担当課長を三月の末、一週間ほど文部省にこもごも呼んで、私学の予算全般について相互に意見交換、お話し合い、いわゆるヒヤリングというのをやつたわけでございますが、その際に、各県ごとにいかなる積算の内容になつておるか、予算折衝の状況はどうか等々を伺ひまして、従前以上に私学共済に対する措置を懸望したところでございます。また、私学担当者の会合を開いて、福利課長はそういう会合に出かけて、従前に比べて措置が手薄くなるような県について個別に指導いたしますか、懇願といひますか、依頼といひますか、それを行つておる現状でございます。

○粕谷照美君 文部省の努力はわかりましたけれども、財政が窮迫をされているからということであつては、すべての県が窮迫をされているわけですね。この県だけが大変困つていふやうなところはあるかもしれませんが、やっぱり私は姿勢の問題だということに思ひます。一層の御努力をお願いをしたいというふうに思ひます。

さて、最後にお伺ひいたしますけれども、非常に大きな額を持つてゐる共済の運営についていろいろな階層から運営審議委員なるものが出てゐるというふうに思ひます。その運営審議委員のいわゆる何といひますか、代表的立場といひますか、それは一体どのような形で何名出てゐますか、お伺ひいたします。

○政府委員(今村武俊君) 私立学校教職員共済組合法の第十二条に、私学共済組合の運営審議会に關する規定がございます。組合の業務の適正なる運営を図るため、運営審議会を置かれますが、運営審議会の委員は二十一人以内とする。三者構成になつておりました。一つが組合員、二つが学校法人の役員、三つが組合の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者といひます。学識経験者、その三つの分野の中から文部大臣が委嘱をするということになつております。

○粕谷照美君 現在、その割合はどんなふうになつてゐますか。

○政府委員(今村武俊君) 組合員関係七名、法人役員関係七名、そして学識経験者関係七名となつております。

○粕谷照美君 この運営の任命権といひますか、文部大臣が委嘱をされるんだというふうに思ひますけれども、この二十一名の中に婦人の代表といふのは一体何人入つていらつしやいますか。それからどの階層から入つていらつしやいますか。

○政府委員(今村武俊君) 婦人の代表は一名も入つておりません。

○粕谷照美君 それは非常な問題だというふうに入つてゐるのかい。公立共済では婦人の代表が入つてゐる入つてゐないかという現実の問題について、文部省はどのような考え方を示していらつしやいますか。

それから、公立共済の各県の運営審議委員あるいは中央の運営審議委員に婦人代表といふのが入つてゐるのかい。公立共済では婦人の代表が入つてゐる入つてゐないかという現実の問題について、文部省はどのような考え方を示していらつしやいますか。

○政府委員(今村武俊君) 私学共済の運営審議会の委員を選ぶ場合は、組合員、法人役員、学識経験者といふことで選考することになつておりました。婦人代表を特に選ばなかならないということではないわけでございますので、私学の団体からの推薦に基づき委嘱をいたしておりますが、たまたま現在のところ婦人がいなかったというだけのことだと思ひます。

○粕谷照美君 そういう感覚だから困るんです。共済組合費の掛け捨て、現実に共済組合の恩恵を受けない、ほとんどと言つていくらい掛け捨てになつてゐる実情が婦人組合員にあるときに、この婦人組合員が共済組合の中でこういうふうにしてもらいたい、こういうふうにしてもらいたいという要求がたゞくさんあるわけなんです。ですから、各県でもできるだけ婦人の代表を出さうということ、ほとんどと言つていくらい、出さないといふところはいくら少数ないくら運営審議委員が出てゐますし、中央においても出てゐるわけなんです。その辺のところをお考えいただいて、この私学共済に私が婦人組合員が何人いますかということについてのお答えはありませんでしたけれども、ちゃんと入れるようにしていただきたい。それは文部大臣の委嘱なんです、指導性をあわせてお願いをしたいというふうに思ひます。

さらに、問題点は、組合員の代表といふのは一体どういう観点で選ばれるかといふことにならうかと思ひます。個人的になるほど組合員であるからあの人が出ていけば申し分ないといふことがあろうかと思ひますが、しかし、組織的に大体の人たちがどういふふうなことを考へてゐるのか、組織的にどのようなことを考へてゐるのか、本當に大ぜいの人たちが恩恵をこうむるのかといふ、

こういう討議の場所を一体持つような人たちが組合代表として入っていらつしやるのかどうなのか。もっと具体的に言えば、いわゆる法的に認められた労働組合の代表がその運営審議委員会の中に入っているかどうかということについてお伺いをしたいと思ふんです。これは各県においてはほとんどと言つていいくらい入っておりますし、中央においても出ていますから、その辺の指導性をきちんと出していただきたいというふうなことにいつての質問をいたします。

○政府委員(今村武俊君) 先ほど答弁漏れでございました私共の組合員の男女のことでございしますが、四十九年度の数字を言いますと、男子十二万四千三百四十八人、女子十三万六千九百七十七人となっております。私立学校共済組合の組合員という組合員の観念は、法人の理事、法人の職員、それから私学の教員を含みます。したがって、労働組合の組合員とは範疇を異にするということはずでに御承知のことでございます。法の規定は先ほど読み上げたところでございますが、従来長い慣行として、文部大臣が委嘱するに当たりましては私学側の意向を十分くむために私学共済組合の発足以来私学団体の推薦によつて委員を委嘱いたしております。全私学連合から委員の推薦を求めております。全私学連合は法人の関係者だけではなくて、校長、教職員を含むいはば学校自体を加盟員とする包括的な団体でございますので、その推薦をもつて足りるとして従来扱つていたわけでございします。しかし、先生のおっしゃるような御議論が国会の速記録を読みますと前にも出ておりますので、今年度はそういうことで一月の十六日に全私学連合に運営審議委員の候補者の御推薦を依頼するとともに、同日、福利課長から日教組の私学部長へ電話をさせまして、日教組の私学部の方で判断をなすつて、いまのところ正直に言つて全組合員の中で日教組私学部に属している人の数は少ないものであるけれども、一つの意見を持つておられるようであるから、全私学連合とお話し合いをしてしかるべき代表者の推薦をされ

希望があるならばしてほしいという話もいたしました。そして全私学連合から後任の候補者の推薦文書が二月の一日に出されたわけで、二月の十五日に文部大臣が委嘱したわけでございしますが、その後日教組の委員長から文部大臣に対して推薦文書が出されたというふうな事になっておりまして、手続の面で少しずれがあったというふうなこともあり、また、日教組の私学担当者と私学連合会との話し合いが必ずしもスムーズにいかなかったという事実はあつたようでございます。

○粕谷照美君 速記録を見ますと確かに前向きな姿勢で取り組むという意味では文部省の御努力は私は高く評価をしたいというふうに思いますが、結果的には入らなかつたわけですね。手続の面だけではない、何物かがあるというふうに思えますので、必ずこの次にはその代表が入れますように皆さんの御努力を心からお願いをし、私の質問を終ります。

○内田善利君 私は、理事長に主としてきょうは質問したいと思ひますが、昨年、私学共済二十周年を終りまして、本年新しい出発になつたわけですが、理事長も本年初頭にある雑誌に次のように述べておられます。「人間は常に一つの機会をとらえて、それを飛躍台として将来に前進するきつかけをつくるか、それともその機会を惰性に追われて簡単に見送つてしまふかによつてその前進が左右されるのと同様、私学共済はこの機会を重大に考えねばならぬと思ふ」と述べておられます。二十周年記念に際して、この機会を重大に考えねばならぬと、こういうことでございしますが、したがひまして私は、理事長の私学共済の今後のあり方についての抱負をお聞きしながら、その実態をお聞きしたいと思ひます。

まず第一に、私立学校の場合、公立高校とその実態がいろいろな点で違いがあるだろうと思ふんですが、私学共済の運営に当たつてその特殊性をどのようにお考えになつておられるのか、まずお伺いしたいと思ひます。

○参考人(加藤一雄君) 大変御丁寧な御質問を受

けまして恐縮に存じておりますが、御存じのように、私学共済は幼稚園から大学といった非常に適用範囲が広いと思ひまして、しかも、先ほど話がありましたが、女子の教職員が半数以上組合員として籍を置かれておられるという問題、それからいま一つは、年齢分布から申しますと高齢者が非常に多い。この点につきまして、この高齢者の比率をほかと比較すると、かなり他共済に比べますと多いというところはやはり負担が非常に多いという点にもなりまして、また、全体の給与の平均というものが他共済、ことに国公立の共済に比べますと、私学共済の方は諸手当を加えたものが、国公立の方では基本的な給与だけにどまつて、その平均におきまして大体私学の方では全体十萬三千円程度であります。これを国公立に比べますと、四萬円程度の格差があるように思ひますので、こういった私学共済におきまして他の共済に比べて非常に弱点を抱えておられるところ、私学共済が今後非常に考えていかなくならぬ面がある、かように考えております。

○内田善利君 その特殊性が特に他の共済に比べて悪い、特に国公立の場合よりも四萬円程度低いというふうなお話ですが、そういった特殊性に対して今後の対策ですね、どういふふうな対策を講じていかれるおつもりなのか、その見解をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(加藤一雄君) いま申し上げました点につきまして考えなきやならぬ点一、二点申し上げますと、短期の医療費は別として、これは皆同じでございますから別といたしまして、年金給付、それから短期の現金給付、こういうことはすべて給付算定の基礎が給与にかつておりますので、どうしても給与の格差というものをわれわれはなくしていくべきじゃないか、これは私が年々から申しております、同じ教育をやるのに、国公立が高くて、私立が安いということはどうもおかしいじゃないか。同じ教育の面に接しておりながら格差があることをどうしてもこれはなくさなく

らぬ。こういうことで政府の方も非常に御努力を願ひまして、最近では給与がだんだん助成されてまいりまして、正常化しつつありますので、これを非常にわれわれとしては高く評価して今日まいつておるわけです。

それから、もう一つ、その正常化するという点に期待を持つと同時に、われわれとして年度の私学の将来に對しましては、先ほど申しましたように、高齢者というものを抱えておる。私学におきましては国公立からやめてそうして私学にお出になるという方は、国公立の年金をもらひながら私学の給与を受けられておる。ところが、私学の方はわりあい年齢が長く勤められておられますが、定年になりますとやはり任用がえをされて給与がダウンする、それでも別に年金は出ませんわけでありまして、これは何とかしてそういう方にも幾らかの年金を与えたらどうか、こういうふうな考え方をわれわれは持つて、こういう高齢者でしか私学に全魂を打ち込んでやつていこうという方に対して定年以後の生活問題も絡んで、年金を一部渡したらどうかということについて、いま部内でも検討を進めておるというのが現状でございます。

それから法定給付の問題につきましては、これは同じでございますが、そのほかの付加給付という問題についてはやはり私学は私学として考えていかなくならぬと考へますが、これは先ほど申しましたように、現状では財政的な面が必ずしも安定しておりませんので、これについて附帯決議などによつて私学の共済の状態の悪い面をカバーしていただく御努力を願つておりますので、これができますればさらにわれわれといたしましても、先ほど申しました女子の多い私学共済、高齢者の多い私学共済、こういう方に対してどういふふうな面をよりよく付加給付をしていくかという点においてこれもいま部内で検討中でございします。

○内田善利君 管理局長、私学におつて定年になつて在職中年金制度と言ひますが、そういう制

度についてはどのようにお考えですか。国公立から来られた先生は年金をもらいながら私学に勤めると、ずっと私学におられた先生方が定年になつてそしてダウンするときに年金をもらいながら勤務できるという制度をいま考えておられるということですが、そういうことについてはどういうようにお考えになりますか。

○政府委員(今村武俊君) いま理事長の方から国立学校から私立学校へ移る人、私立学校で定年になつてその後お私立学校に勤めておられる人、その両者の取り扱いに不均衡のあることの指摘がございました。そこで問題は、私立学校で定年退職後はどういふ身分取り扱いをなすっておるかということにかかっていると思います。制度的にむずかしいところで、私立学校に勤めておつて年金をもらいながらなお私立学校の正規の職員としてというふうなことは制度的に矛盾を来して、したがつて、いまのところ私立学校で定年後の身分取り扱いが恐らく各私立学校ごとにいろんな配慮から出ておるようになっています。まともな議論をしますと定年延長といったようなことに落ちついてくるような気がいたしますので、いまところの御質問でまことに恐縮でございますが、深く研究しておりませんので、具体例について研究させていただいて正確な方針を見出したいと、かように考えます。

○内田善利君 給与の面では国公立と四万円の格差があると、定年になつた場合に国公立をやめた先生方は私立に変わる先生方もいられ、これは年金をいただくながら私学に行く、私学にずっとおつた先生は一遍任用がえになつて給与がダウンすると、そういうことなんです。その任用がえになつて給与がダウンするときに在職中の年金ということになるわけですが、そういう点では、いま理事長の方ではお考えのようですけれども、文部省としても御検討いただけるものか、大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(今村武俊君) 先ほども申し上げましたが、定年退職後のその雇用関係の性格ですね、

それをどう明らかにしなければ、共済組合員の組合員としてな身分が継続しているのかあるいは継続していないのか、その辺が明白でございますので、恐縮でございますが、その点を検討させていただきます。その検討なしには次の段階へ話を進めていくことができないわけでございます。

○内田善利君 次に、給付の面については先ほどの質問からもよくわかりましたが、昨年の参議院当委員会でも附帯決議もつけたわけですが、この福祉事業について現状はどういふふうになつておるかお聞きしたいと思ひます。

○参考人(加藤一雄君) 今年の計画でございますか。

○内田善利君 そうです。現状です。

○参考人(加藤一雄君) それじゃ、常務の方からよろしくございませうか。

○内田善利君 結構です。

○参考人(三浦勇助君) 福祉事業の問題は、全国に三大分布いたします。二十二万の組合員を対象としておるわけでございますので、公立共済のようには、それぞれ都道府県に支部を持つというわけにはまいりませんのでございまして、やはり組合員全体に均衡のとれた充実した福祉をやるといふことでございまして、その体制をまず固めていく必要があるというところでございまして、全国を七ブロック程度に分けて、そして、そこに会館といったようなものをつくりまして、そこを私学振興の拠点とするというふうな体制に持つていきたいというの現在の希望でございます。ただいまのところ、これは北海道と、それから東京とそれから名古屋とそれから福岡には土地を買ひまして今年度施工実施に入るわけでございますが、大阪にも最近土地を買ひましたので、あとは仙台、岡山あたりにこの会館を設置したいというふうな考えております。

それから宿泊所、保養所、海・山の家といったようなものが現在のところ合わせて十七程度でございます。これはいかに二十万の組合員、それから扶養家族二十二万を入れますと四十七万の

家族を対象としての福祉施設の体制としては貧弱であるというふうな考えますので、充実の方向に努力してまいりたいというふうな考えるわけでございます。

それからもう一つ、医療施設といたしましては、東京にただ一つの病院を持つております。これも本来のあり方といたしますと、全組合員に均てんするような治療対策を考えなければならぬので、最近でございますが、日本医師会の方の御協力、それから私立医科大学協会のごあつせん等もございまして、ブロック別に私立の医科大学の病院に御協力を得まして、私学教職員健康相談の日といったようなものを設けて、できるだけ組合員全体にこの医療面の福祉業務、事業が均てんするような方向を考えていこうというふうな計画しているわけでございます。

それから、できますならば将来の問題といたしましては、これは老人ホームということになりますと現組合員ではありませんが直接の対象にはならないと思ひますけれども、やはり私学に生涯をささげたというふうな方々が安心して余命を送れるようなものも事業の一つとして将来考えていってよろしいのではないかと、そういうところでございまして、組合員の要望等も踏まえて、そうして運営審議会の福祉小委員会といったようなところに諮問いたしまして、その結論を待ちたいというふうな考えでございます。

医療の方は、たとえばコンピュータ検査であるとかというふうなことも実施しております。それから組合員、直接には家庭薬品箱といったようなものを贈るといふようなことも考えています。なお、細かいことはございませうけれども、そういうような形での配慮をいたしているわけでございませう。

以上でございます。

○内田善利君 病院が、直営の医療機関が東京に一つというところでございませうけれども、全国に組合員が二十八万ですかいらつしやるわけですが、

いまコンピュータ検査とかいろいろやつていらつしやるように聞いておりますが、人間ドックでも四十六年度は百七十一人、それから四十七年度が四百四十五人、四十八年度が五百九十人ということですが、非常に利用状況が少ないように思ひます。それからコンピュータ検査も、これによりまして四十七年度が五万九千人、四十八年度が五万二千人、こういうふうになつておりますが、組合員の数からいっても、もともと充実すべきじゃないかと思ひますが、医療機関は一つのままでいかれるのかどうか。病床数も二百五十床のようですが、こういったことに対する対策はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(三浦勇助君) この問題につきましては、福祉事業は、私学共済の法定給付以外のきわめて大きなウェイトを占める事業でございますので、十分に今後のあり方等につきましては検討をしなければならぬと考えております。いずれにいたしまして、東京の真ん中に病院一つということでは、幾ら知恵をしぼりましてもどうにもならない問題でございます。つまり少科、少ない医療部門で広域、広い地域をねらうか、それから多科狭域と申しませうか、多い医療部門で、狭い地域を対象として持つていくか、これは財政との面もございまして、鋭意検討をしなければならぬ問題であると存じます。そして、もしどうしてもしも病院の数をふやすことができないというところでございまして、組合員全体に背番号のようなものをつけて、そして、これもコンピュータの厄介にならなければならぬと思ひますけれども、条件を提示いたしまして、健康管理センターの中央医療施設といったような性格をいまの病院に付帯していくか、そういうふうなことも考えているわけでございませう。

○内田善利君 最後に、この五十年の福祉事業の計画と今後の私学共済の長期展望についての抱負なりを理事長にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○参考人(加藤一雄君) 本年度の新築問題を申し

上げますと、先ほど常務から申し上げました福岡に二十三億四千五百万程度の会館をつくりたい、これも先ほどもちよつと説明がありましたけれども、何といつても、やはり私学のよりどころがありまふと、一々東京に出て来るという事は非常に支障がありますし、また、地方的に私学が互にいい意味において競争し合う、そういう場をやはりつくつておく。それからまた、研修を一々東京に来なくとも、現地で東京のいい先生方をそちらに招くといった形で、会館というものを生かしていききたい。こういうことから先ほど常務から申し上げましたように、七ブロックぐらゐに会館を早急につくりたいという希望を持っておりますが、金のかかることでございますが、現在は九州会館ということで、一応福岡に設ける。これにはやはり地方の有力者あるいは私学等の援助を得まして、そして建設したいと、かように考えております。

それから宿泊所といましては、那須に土地を持つておりますので、ここに保養所をつくりたいと、約七億七千万程度のものがございます。それから志賀高原の山の家は大変希望者が多いようでございまして、狭隘を感じておりますので、今年度、文部省の御指示もありまして、増築するということになりました。それから北海道には会館維持のために従業員を向けておりますが、やはり住宅問題というように、ここに一部の住宅を新築したいと、かように考えております。

それから医療の問題で補助ということで人間ドッグの経費、この補助を九千六百八十一万程度組んでおりますし、それからこれをさらに範囲を拡大していきたい、いわゆる補助の拡大をいたしたいと、かように考えております。

それから指定旅館、まだ施設が十分でございませんで、国公立と比べて非常に施設が貧弱でありますので、それを補うために指定旅館というものを設けまして、ここに補助をいたしながら、組合員が利用するような、そういう方法をとっております。なるだけ指定旅館を多くして、いい指

定旅館を多く指定していきたい、こういう方針で、これにも予算を千二百九十九万四組んでおります。

それから、さらに、物資の購入の割引といった面、それから葬祭に対する割引、こういうのがたまたま東京、名古屋等で実効を上げておりますので、これは組合員に非常に喜ばれておりますので、これをできるだけ大きな都市の方に向けまして、組合員が物資を購入する場合に、幾らかでも安く買えるような方法、あるいは葬祭に対してできるだけ安く、一例を挙げますと、東京などは半額でそれが行われておるといふことを全国的に向けていきたいと、かように考えております。

それから住宅問題でございまして、これは住宅貸し付けということでいま現在やつておりますが、これを金額を上げていきたいといふこと、さらにこの貸し付けに対しては、非常にいままではいろいろ低当権設定等のトラブルがありましたので、貸付保険を導入をして、安易に借りて、そして共済にも負担のかからないような、そういう制度をこしらへ導入していきたいと、かように考えております。それから、さらに一般の貸し付けをふやしていくとか、災害貸し付けも考える、それから償還の回数は反面においてできるだけ延長していきたい。

それから先ほど申しました健康相談を各私学の、二十数大学ありますので、そこともよく話し合いをいたしまして、できるだけ私学の先生方の健康に対して相談に乗っていただくと、こういう方法を今年度から取り組んでいきたいと、かように考えております。

以上でございまして。
○小巻敏雄君 この法律案自身につきましては、これは年々国公立に準じて行われる措置であつて、これは当然これをやらなければ大変な格差になつてくるわけですから、この趣旨自身についてはこれは賛成するわけです。しかし、この法律案についても、これは私学に対する公教育としての充実を願うために行う措置であり、いわば教職員

の待遇の一環として、やっぱり教育充実のための一つの重要な要素だと、そういうような観点からこの法の趣旨を全体として遂げるためには、やはり私学についてのそもそもの論をやらなければならぬ、こういうような観点で二、三お伺いをしたいと思つております。

日本の教育が充実し発展するか否かという問題は、現実に大学では八〇%まで私学、高校でも三分の一に近いく、こういうことで、私学が充実するか否かということが、これが現実の教育効果が全体で遂げられるかどうかという問題に深くかかわつておる。その中で教育事業というのは、最大の要素が教育条件の中の最も中心部分であり、この問題であるといふ点から、教職員の待遇といふものは、計画的に具体的に格差是正のために着々と手が打たなければならぬ。これを一般的に言うときには、あまり反対をする人がないといふ状況であろうと思ふんです。そういうふうな点からなつて、今日の私立学校共済組合に対して行つてゐる国の補助というものが、どういう位置づけを与え得るか、こういう問題になると思ふんです。実際にはかなり立法以来年月も経ておりますし、逐年以前のようなひどい状況が改善をされてゐるといふ点があることは否定をするものではないと、しかし、やはりいまなお大きな格差が存在をしておるこの状況に目を覆うわけにはいかぬ、こういうような点につきまして、この改定がなされたとしても、存在をする格差についてひとつ参考人にお伺いをしたいんですけれども、受給者の一人当たりの退職年金額ですね。それから組合員一人当たりの短期給付費、これは現実に公立学校の共済組合との関係で比較するとき、どういふ案になるのか、これをひとつお伺いいたします。

○政府委員(今村武俊君) 統計資料でございまして、私からお答えさせていただきます。受給者一人当たりの長期給付、退職年金の額でございまして、私学の方が六十二万二千五百二十二円、公立共済の方が七十七万一千六百二十五円、

これは昭和四十八年度の実績でございまして、それから短期の組合員一人当たりの給付額が、私学共済では五万八千三百六十三円、公立共済の方で七万一千四百九十七円、そういう結果に相なつております。

○小巻敏雄君 付加給付についてもお伺いをしておきたいのであります。

関係者に聞くと、入院付加金とか結婚手当金とか出産付加金について、これをやっぱり公立と等しく受け取りたいという要求はかなり熾烈なものでありますし、文部省の方でも概算要求では要求を上げられたといふような事情があつたわけですから、この格差の状況についてもお伺いしておきたい。

○政府委員(今村武俊君) ただいまの資料で昭和四十八年度の付加給付の実績を申し上げますと、組合員一人当たり私学共済の方で一千四百四十二円、公立学校共済組合の方で六千八百八十八円となつております。

その差異の出でくる理由を申し上げます。付加給付の種類及びその内容が公立と私立とは違つてございまして、公立、私立ともに共有しておる付加給付の項目を申し上げますと、家族療養費、育児手当金、埋葬料、家族埋葬料、災害見舞金、これは公立、私立ともに共通に付加給付となつておる項目でございまして、その内容については若干の差がございまして、公立共済で付加給付を出して、私学共済の方で付加給付を出してない項目として、療養の給付、出産費、配偶者出産費、傷病手当金、結婚手当金がございまして、これは私学の方にはない付加給付であります。私学の方にあって公立にない付加給付としては、弔慰金と家族弔慰金がございまして、項目だけで分類しますと、共通なもの、二方だけにあつて他方ないものと、

○小巻敏雄君 まあ、格差をなくしていくといふ

ことを望みながら、現実にはこれだけの格差が存在している。とりわけ、やっぱり一番基本的な問題は退職年金額、こういう問題で現に六十二万円と七十七万円というかなり大きな開きがあるわけですね。この原因については先ほどの質問の中でも一部触れられておったと思うわけですが、これも、これは根本的には、平均賃金の違いといえますか、平均給与の月額の違いになる。やっているとそれは内部で、各県によって、まあさまざまな格差がありますけれども、その格差に比して公私の格差というのはやっぱり断絶的に大きな格差である。この問題をどう埋めていくかというのは、これはこの法の中で解決できる問題でないにしても、どうしてもこれらの問題があわせて進められなければこの趣旨を遂げられることができない。それは一体どうしたらなくすることができると。それは一体どうした点について、簡単に言えば、私学の教職員の給与が国公立に準じて水準を維持していくと、こういう問題について何が隘路になつており、どうすればいいのかというようになっています。参考人の方からお伺いしたいと思います。

○参考人(三浦勇助君) 先ほど理事長より申し上げましたように、私立学校教職員の置かれていいる立場の特殊性というものがやはり前提になっていると思うのでございます。私学経営の面からまいますれば、やはり経営面での財政の基本は授業料その他の収入ということに相なると思っています。授業料収入を上げることは、現在の私学経営の面からいくとき極めて至難なわけでございます。そして、そのしわ寄せといたしましては、やはり公共性を踏まえての差別のない教育を行つていいる私学教員の処遇の上に、きわめて圧力のような形で処遇の非薄さというものが出てまいっていると思います。それから一方には、私学の性格からいいますと、共済の組合員であるものの中には三万人程度、宗教学校関係者のように奉仕的な立場でその業務を行つて、仕事を行つていいるものも含まれていられるわけでございますから、そういう

たような形での——それからもう一つは女子組合員の多いという現実、これもやはり給与の非薄さにつながる問題だと思ひます。こういったような基本的な私学自体が抱えている悩みというものを解決することなしには、なかなか解決の方法は見当たらないと存じます。何となくいってこの根底になります問題は、国公立の教職員の処遇の格差ということでございますから、これを是正する方向で国もまた現在のところ大変な御努力をなすつていられると思ひます。たとえば、私学に対する経費の助成、それから人材確保のためのベースアップにつながります私学自体の処遇の改善といったようなこと、これはその方向としてはきわめて有効には動いていられると思ひますけれども、時間のかかる問題でございます。ですからやはり年々とその処遇はよくなつてまいつてはおりますけれども、基本的にはそこに横たわる壁を排除することなしには解決できない問題だと存じます。処遇を非薄にしておいて、教育は聖職であるからといってこれをやれよと言ひましても、ただやれよというだけでは戦前の号令に終わりますと思ひます。だからこういうことをやつてやるからこうしなさいということをするということなしにはできないことでございます。こうやるということに政策であり、行政施策だということに考えられます。

○小善敏雄君 私が見聞するところでは、公私の格差というのは見かけ以上にあるように思われるわけですね。私はまあ大阪に住んで来たんですけれども、たとえば同志社の香里高校といえはこれはかなり有名私学ですね。大体待遇は国公立に準じて低くない、年齢相応にね。そういうふうに見えるんですけれども、大体一学級当たりの生徒数は多いですね。それから平均時間数は公立よりも二時間ないし三時間、持ち時間数が上回つておりますから、労働の集約度その他に比べれば、教員労働とベイの関係でいけば一層格差は大きいということもいえると思ひますね。これらとあわせてやっぱり改善の必要はかなり全体として

存在をしておる。こういう中でいま授業料を上げない以上、やっぱり私学としては急速な賃金改定というのにはむずかしい。しかし、授業料負担は限度になる、これは国じゅうみんなわかっていることですね。この中でやっぱり人件費補助、経常費補助がどういう比重をとるのかというのが今日の問題であらうと思ひます。すでに私学振興財団がつくられたときに五年計画で人件費は確実に五〇%補助をいたしますという話であつたわけですが、現在二〇%くらいに当たつていられるかと思ひますが、これが五〇%になつた場合には一定の改善が見込まれるというふうなことであるのかどうかです、参考人に一言お伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(加藤一雄君) その問題、直接共済組合と関係ございせんし、私学全体として考えるべき問題だと思ひますので、私から適当な御回答ができればと思ひますので、申しわけありません。○小善敏雄君 参考人が答弁をなさらぬでも憲法違反にはならぬと思ひますからそのくらいにしておこうかと思ひますが、実は文部省でもこれらの問題については、問題認識はかなり早くからあつて、私学振興財団法が七〇年につくられたときには私学助成五カ年計画、この中に三つの柱を立てて文部省は問題提起をしておつた。現在私学の学費負担は限界に来ておる、これに対して学費アップにストップ効果を上げるものとして私学の補助を行つていくんだということ、私学の財政基盤が衰弱しておるから、これを救済強化する、三つの柱を立てて当時の岩間管理局長、いまは事務次官をなさつておられますが、明治百年以来の画期的な措置であつて、恐らくこれをやれば授業料引き上げはいたさなくても済むと言つて文教委員会でみえを切つておられるわけです。一体、それは現在どういふ状況になつておるのか。また、今村管理局長も昨年の文部時報など拝見をいたしますと、やっぱり無理をこねる、こう申しまして、なかなかりっぱな意見を出しておられますね。公

費助成はどこまでやるかというのは理論的には限界はない、結局、財政力の限度、税配分の優先度の判断の問題にかかつておる、こういうふうにも述べられておる。こういう状況の中で今日の格差が叫ばれることは多かつたけれども、すべての分野で残され、詰まるよりもまた広がろうとする気配までもあるわけですね。こういう状況の中で一ツ年金額の問題をとつてみても、すべて根本に目を向けなければ目的を遂げることができない、こういう点からするならば、一体、今日ですでに五カ年計画が終了した段階で一千億の補助金がわずか二〇%を保障しておるという状況をどういふ計画で積み上げを行われようとするのか、授業料引き上げをほとんど受け入れかねる国民の状況がある中でどういふふうにご考慮をしておられるのか、これひとつ文部大臣にお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(今村武俊君) 私学共済組合の長期給付の算定方式等については公立と全く同じでございます。したがつて、その給付の単価に差があるというのには原因はいづいりございします。勤務年数の差とか各学校ごとの給与体系が違つとか、あるいは年齢構成が違つとかいろいろございします。しかし大観しまして、先生のおっしゃるように、公立学校の教員に比べて私立学校の教員が同一学歴、同一勤務年数の場合に給与が低いということに大きな原因があるであらうということとは同じような感想を持っております。一方また、私学の財政収入を考へてみますと、授業料が補助金、借入金もございしますが、借入金も結局は授業料に還元されてしまふので、分けてみますと、授業料、補助金、寄付金といったようなことに分類されると思ひます。その授業料や寄付金に依存する割合が将来見込みが非常にないと思へば、国庫助成、県費助成の増額に頼らざるを得ない、そういうこととございまして、しかもその国庫助成、都道府県費助成の限度が私学の公共性に対する国、地方公共団体の当局者の理解の程度あるいは税収入、財源の程度、そういうことによつて決定をされる

であらうことは私感しておるわけでございますが、そういうことで過去四十五年度から五カ年計画でもって、教員の専任教員については給与の二分の一を補助対象となる学校については保障しておるわけでございます。事務職員につきましても、ことしが三年目でございまして、三年かかって十分の五ではなくて十分の三まで、十分の一、十分の二、十分の三と、十分の三までを補助対象にするようにしてまいりました。そんなことで前年度の六百四十億が今年度は大学について一千七億と、なつたわけでございまして、私学財政全般から見ますとまだ不十分でございますけれども、国の財政的な努力としては私学に対して相当なウェイトをかけて予算の努力をしたから、六百四十億が千七億になったのだと思ひます。なお、今後の問題といたしましては、私学の財政状況あるいは学費負担の国公私立の父兄の均衡、満足、不満足を感じ、そういうものを勘案いたしまして、十全の努力をさらに加速度をつけて努力をしていくべきものと考へておる次第でございます。

○小巻敏雄君 実際には、千七億円というのは、今日の内閣の一つの目玉商品のようにさへ言われたのですけれども、現実には五年前に五〇％を五年計画で満たすというそういういわば公約をなさされたことについて五分の二しか実際には果たしてないわけなんです。経済計画なんかさした場合には、しばしば五年あるいは六年で超過達成をしておるのですね。ところが、この教育の場合には、たとく初めは脱鬼のごとく終わりは処女のごとしというふうなことが多い。処女というのはこの場合には、ほめて言っているわけじゃないのですから。こういう状況をどのように脱皮していくかという姿勢を確立することを抜きにしては、この法の定めておる目標を全体として到達することができない。特に鉄は熱いうちに打てとも申しませうけれども、去年からことしにかけて私学問題は飛躍的に高まれば、またチャンスが遠くへ行くと、そういう私は情勢下にあるように思ふのですけれども、財政問題優先で、そういうような点

で非常に熱い鉄に水をかけるようなことが今日かえって逆流的になってきておる、そのことを私は強く指摘するとともに、この法に即して特に長期についての国庫補助金を厚生年金並みにという問題で、これは農林関係などもあるのかもしれませんが、百分の二十への増額は七十一国会で特に満場一致で決議をされておる。これについては、やはり特段に努力をされなければならぬというのを申し上げておきます。特に、予算概算要求に上げられたこの短期の給付の問題で、ね、これらもや項目が違ふとは言ひ、ことごとくやはり水準差としてとらえなければならぬ。賃金の問題でも、一人ずつ比べればわからなくなるのであつて、これはやっぱり水準差である、この問題をどうしてとらえなければならぬかと思ふわけであります。この点、最近の状況で、私、文部大臣の大学の問題、高校の問題についての御意見も新聞、テレビ等でも伺ひたいのですけれども、やっぱり今日の私学問題の拡充といふことは、地方大学の拡充とあわせて焦眉の問題である。やっぱりこの東大病とか、いわば受験過熱の問題は結果であつて原因でないといふことをどうしても行政にはとらえてもらなければならぬと思ふのです。何か東大病が原因であるかのような対症療法をしても、私は根本がおさまるものではないと思ひますし、高校の学区制その他の苦しみ、満ちた各県の取り組みなどは、集中をして文部省でこれらの成果を取り入れて、方策を正しく進められる必要があると思ふのです。こういうふうな一般の問題とかかわることなしに個別の問題は解消できないだろうと思ふのです。この法案自身については私どもとしても賛成をいたします。しかしながら、この私学問題全般に対しては、私どもは、今日、去年までの状況から非常に後退した印象を受けて、危惧の念を持っておりまして、これについては特に一段と御努力をお願いしたい。文部大臣の所感を聞いて質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) ただいま先生が御指摘になりましたように、私学共済の問題は、ただそれだけを切り離して改善できる性質のものでなく、非常に広く関連しているというお言葉でございしますが、私もまさにそのように考へます。したがひまして、私学の先生方の待遇の問題をどうしていくかということは、これは授業料収入とあるいは公費による補助といふものとの関係といふものをこれからどうしていくかという基本的な問題にかかわつてまいります。他方、さらにまた、国立大学などの拡充のやり方といふものと私学の関連、そうしたものの究極的には私学の共済の問題に連関していくという点につきましても私もさう考へますので、これを、決して共済だけが切り離されて解決し得るあるいは改善し得る問題であるといふような角度ではなく、全般的に問題をとらえる、とりわけ私学といふものの助成につきましましては、先ほど管理局長が申し上げましたように、助成額といふものもふえてきておりますが、しかしながら、これは当時の岩間政府委員が申し上げましたように、確かに私学に助成をするという方向に踏み切りましたのは明治以来であつたと思ひますけれども、しかし、その目標は達することがきつめて困難な状況でございしたので、今後一層の努力をいたしまして、所期の目的をでき得る限り早く達成していくといふふうに努力をいたしたいと考へております。

○中沢伊登子君 文部大臣にお尋ねをしたいと思ひます。国公立学校の教職員と私立学校の教職員とは同じ公教育に携わる者であつて、設置者のいかに問はず、教員は全体の奉仕者としてその身分は尊重され、待遇の適正が期せられなければならないことは言うまでもありません。しかし、今日教職員の身分保障や待遇の面で国公立の教職員と私立学校の教職員とは制度的保障の点において非常に大きな隔たりのあることは御承知のとおりでございします。すなわち、国立教職員にあつては国家公務員法あるいは教育公務員特例法により、また、公立の学校教職員にあつては地方公務員法、教育公務員特例法の身分法が制定をされておつて、これらの法律を根拠に給与法、共済組合法、災害補償法、退職手当法等が制定されて、身分保障、待遇あるいは福祉厚生施設等が完備されております。そうであるのに、私立学校の教職員にあつては、同じ公教育に携わる者でありながら、一般の民間企業と同様に取り扱ひを受けて、わずかに昭和二十八年に制度化されたたゞいま審議中の私学共済制度があるのみであります。こうした中で、国立大学などの教職員との比較において大きな隔たりがあることは申すまでもありません。そこで伺ひたいのですが、基本的な考え方として、私立学校の教職員は国立教職員と同様の制度が適用されるべきかと考へるべきなのでしょうか。それとも今日のように、一般民間団体と同じように、労働基準法などの一般労働法が適用されるべきだと思ふべきにならるのでしょうか。どちからでしょうか、これが第一点。

○政府委員(今村武俊君) 大変にむずかしい御質問で、ちよつと曲切れの悪い答弁にならざるを得ないと思ひますが、国立学校の教職員とそれから私立学校の教職員がともに全体の奉仕者であつて、公教育に従事するといふ点ではまさに先生のおっしゃるとおりであると思ひます。教員が法定の免許状を備へ、学習指導要領の基準に従ひ、あるいは各種の設置基準に従つて学校が設置されるといったような意味合ひで、私立学校といへども私塾ではないわけでございまして、私立の学校が公教育に基づく学校でございしますから、公共性を持つていふことはまさに先生のおっしゃるとおりでございします。しかし、だからと言つて、今度は身分、取り扱ひが国立学校、公立学校、私立学校みんな同じだといふことになりまして、今度国立、公立、私立という概念を立てる意味合ひがなくなつてしまふような気がいたします。そういう意味で、国立学校の教職員については、いま先生の御指摘になつたような法律制度をつくることによつて、法令による身分保障をするその代償、そのかわりと申しますか、団体交渉権が制約を受け、

ストライキ権が禁止されると、こういうことになつておりますけれども、今度は、私立の先生はそういう制度の仕組みではなくて、いわゆる労働三権を保障して、使用者と労働者の間のいわば交渉によって給与体系、身分制度を確立していくという制度ができておるわけでございまして、これはそれなりに意味のあることで、戦後そういう制度がずっとつづられて今日まで至つておることを考へてみますと、そういう現在の仕組みの方を多くの人が肯定してきたのではないだろうかという気がいたします。したがって、公教育に従事する、しかも、教育に従事するという共通性だけをとりえて、したがって、身分、取り扱いも全く同様にとまではおつしやいませんでしたけれども、そう聞かれましたけれども、そういうような御議論には、ちよつと歯切れの悪い、現在の制度を肯定するような意味合いで御返事を申し上げる次第でございます。

○中沢伊登子君　そうしますと、私立学校はその教育事業において、国公立学校と同じように、教育基本法、学校教育法などの公教育としての法的規制を受けております。また、私立学校の教育職員でも義務教育である小中学校の教職員は国公立と同じように政治活動を法的に禁止されております。これは公教育としての一貫性を維持することからは当然のことでございます。教職員の身分保障、待遇の面においても国公立学校と私立学校とは均衡を図るべきものと、このように考へるんですけれども、もう一遍お答えいただきたい。

○政府委員(今村武俊君)　先生のおつしやる限度のことについては、私は何ら反論はないわけでございます。おつしやるように、公教育に従事するという性格から来る限度においては全く同じ取り扱いがされなければならない。しかし一方、身分制度という点から考へていきますと、公務員である者とそうでない者というものの労働関係の取り扱いについては先ほど申し上げるような差異があり、それが現在の法律制度になつていて、戦後長

い間人々がそれを肯定しておるということを考へますと、公務員とそうでない者との間には、そうでないその性質の違いを基礎として身分取り扱ひの差別があつてしかるべきではないだろうかと思へるわけでございます。

○中沢伊登子君　労働省で、将来、私学の教職員にも完全適用をしようと思へているのに、労災保険法、雇用保険法の適用がございまして、これはこれで当然よろしいと、こう考へていらつしやるわけですか。

○政府委員(今村武俊君)　これまた、少し歯切れの悪い答弁をせざるを得ませんが、まことに恐縮でございます。

二つの法律を御指摘なさいましたので、それぞれについて申し上げます。

労働者災害補償保険法は、業務上の理由により労働者が災害を受けた場合に、公正な保護をするため保険給付を行うこととしております。現に私立学校の教員についても法律上は適用されるためとまゝなっております。これはしかしながら、私立学校の教員の教育者としての勤務の事実関係を克明に考へてみますと、教員の場合は他の労働者の場合と違つて、業務上災害の発生状況や態様が違つてもまた事実であり、その面においては国公立学校の教員との類似性、一般性の方が強いわけでございます。それで率直に文部省としての意見を問われましますと、他の労働者と同様に一律に同法を私立学校の教員に適用することについては考へなければならぬ問題点があるんじゃないかと、かような感想を持っておるわけでございます。

次に、雇用保険法でございますが、雇用保険法は、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、その就職を促進し、労働者の能力の開発向上などを図るというところを目的としておりますが、一般の労働者の失業の場合と教員の失業の場合とは、事実関係においてその態様、類型を異にするという感じがいたします。失業して新たな能力を開発して教職以外に職を求めるというケースはわりあいに少ないわけございまして、能力の再

開発、職業訓練、再就職といったような事実関係、それを想定した同法の各種の規定に必ずしも十分なじみがたいものがある。したがって、教員であることの特長性を考慮し、特別な配慮をすることが必要なのではないかと。つまり、一律に同法を私立学校の教員にも適用することは必ずしも適当ではない問題点があるんじゃないだろうか。したがって、事情に応じまして、同法第六条による適用除外の規定がございまして、適用除外の規定の細目等において考慮を要する点があるのではないかと、かような感想を文部省のサイドとしては持つておるわけでございます。

○中沢伊登子君　大変歯切れの悪いお答えでございますけれども、私も、私立学校の教職員独自の災害補償制度、あるいは退職手当制度、給与制度、こういうものを考へてしかるべきではなからうかと、こういうふうに通つてるんですが、その点はどうですか。

○政府委員(今村武俊君)　先ほど申し上げましたように、給与制度そのものについては労使の交渉によつて決めていくというたてまえでございまして、私学共済組合制度が法定されておるのは、その労使の関係で個々の学校法人ごとに決めていくべきものではなくて、全体が相寄つて相互救済の制度をつくるということであり、それに対するまの国の関与もございまして、法律を必要としたのだからと思ひます。

それから、やや細目に入りますが、いま御指摘がございました退職手当制度などにつきまして、は、現実には個々の学校法人ごとに退職手当制度について労使の間で交渉しまして、たとえば、その教職員の定数規模の小さな学校法人等では毎年起こるわけではなくて、ある時期に多額の退職金を必要とするケースが年を隔てて起こつてくるというふうなことがございまして、むしろ、共済制度になじむような形で全体としてのいわばプール計算において措置をするというふうな必要が起つてくると思ひます。そういうことがございまして、文部省に設けられました私立学校問題懇

談会におきましても、特に退職手当制度を取り上げて、私立学校の関係者が共同して組織的に退職手当の支給を講ずるような場合には国はこれに援助の措置を講ずることとする、そういう仕組みを研究する必要がある、というようなことが指摘されておりますので、いま私どもとしては局内で、私立学校のそういう方面の専門家をお願いをいたしまして、私立学校に共通の退職手当制度を検討してみたらどうかというので、検討を進めておるような段階でございます。何せ少ない職員で仕事をまわりますので、思うように話が進みませんが、少なくとも、数回の専門委員会の審議は目的の方向へ少しづつ歩みつつあるような感じがいたします。そのような現状でございますので、災害補償制度についても、これまた一時に多額の金を要するといったような、プールして物事を考へるような必要性は感じておりますけれども、まだ具体的な日常の事務の作業日程に上せる段階には至つておりません。かようなことでございまして。

○中沢伊登子君　それでは最後にいまの、専門委員会を発足させて一生懸命で二、三回会合を持つて、実現のめどは大体どのころですか、それをお伺ひして質問を終わります。

○政府委員(今村武俊君)　その専門委員会を開く前に、局内で私を中心にして、局内の少し専門家に集めて討議をいたしまして、ややめどをつけてから専門委員会の方をお集まりいただいたわけですが、文部省の机の上では考へられないような、個々の学校法人の特殊事情がいろいろ出てまいりまして、その意見の調整に実は思ったより困つておるわけでございます。したがって、まあ、こゝなるべく早く、できたら数年のうちに、もう本当に願ひとしては一兩年のうちに形をつけるようにしたいと思ひますが、各学校法人の給与体系の違い、各学校法人ごとの特殊事情などを調整してまいりますと、大変な問題でございまして、まあ、いまこゝではその目標はよくわかりませんが申し上げておく方が一番正確じゃないかと存じます。

それから適用される法規といたしましては、これは地方公務員法が第一義的に適用になる。これは共通でございます。教員につきましては、御承知のとおり、教育公務員特例法というものがさらに重ねて適用になるという関係がございます。

それから俸給表について申し上げますと、これは教員の場合は教育公務員特例法の二十五条の五に基づきまして国の基準によるということでございます。国の基準といたしましては、国家公務員たる一般職の職員の給与に関する法律がその基準になっております。事務職員につきましては教育公務員特例法の二十五条の五のような規定がござい

ませんので、地方公務員法に基づいて、各地方公共団体の判断によりまして給与の水準が決まると、こういうことでございます。同じ点ないしは違う点を大まかに申し上げればそういうことかと思ひます。

○中村登美君 たいいものは、処遇の問題で同じに取り扱っておる事例があるかどうかということをお伺いしたわけなんですが、簡単にお願いいたします。

○政府委員(安嶋彌君) 処遇の点で同じかというお話でございますが、処遇と申しますと、身分上でございます。そのような例があるかどうかということでお伺いしたわけでございます。

○中村登美君 身の上の扱い、これはあらかた同じかと思ひますが、給与につきましては、教員は教育職の俸給表が基礎になっておりますし、事務職員は行政職の俸給表が基礎になっておる。内容はかなり違うわけでございます。同様に扱っておる例はこれは恐らくはないと思ひます。

○中村登美君 次に、学校事務職員の産休に関する問題について御質問いたします。教員以外の公務員について産休代替職員の任用を法律で定めている例がありましか、提案者にお伺いいたします。

○鈴木美枝子君 事務職員においては法律で定めているということはないと思ひます。

○中村登美君 学校事務職員は現在年間どのぐらい産休をとっておりましか、その実情を提案者からお伺いしたいと思ひます。

○鈴木美枝子君 先ほど申しました数字の、女子は二万九千二百人、現在いるわけでございます。そのうち、産休者は四十九年度一年間の調べにおいて百六十名と、こうなっております。五十年後半期を含めると、二百名予定されていくんじやないかということでございます。

○中村登美君 次に、提案者にお伺いいたします。学校事務職員の職務に相当の特殊性があり、職員の配置状況から見ると御苦労が非常に多いということとは理解できるといたしまして、学校の事務職員についてのみ産休代替職員の制度を設ける理由がよく納得できないわけでございます。女子公務員全体の問題、さらには、女子勤労者全体の問題として考えるべきではないでしょうか。仮に問題をしばって考えましても、社会教育施設の女子職員、この中には事務職員だけでなく、青少年の指導に当たっている職員もいると思われましか、このような職員についてさへ産休代替措置の講じられていない現状においては、これらの職員と学校事務職員との処遇が均衡を失うことにはならないでしうか、御意見を伺いたいと思ひます。

○鈴木美枝子君 先ほど各事務職員について御説明申し上げたんでございまして、生徒を扱っている学校において、小学校、全国平均いたしまして一校当たり事務職員が一名でございます。中学校が一名か二名と先ほど申し上げました。そして、その特殊性について申し上げました。学校以外の他の職場との比較になりますと、他の職員の方でございまして児童と違つて大人の方が多数いて、また先輩、後輩がいて事務関係を助け合つた処理するといふことができませんけれど、多数の生徒を抱えた特殊性の中にあります学校事務職員たった一名いらつしやるところの例は申し上げ

たいと思ひます。

これは岐阜県の神岡町というところでございまして、学校事務職員二名の方に会いました。学校に八年間勤めていた事務職員でございます。神岡町は僻地です。当地の学校は、小学校、中学校、五校は事務職員が一名ずついる。四校は事務職員が一名もいない。ということでありまして、僻地のことでございまして、生徒数が小学校百人台、または中学校二百人台の学校には事務職員は一名もいないのであります。事務職員が一名もいないわけは、当然産休といふことにはならないわけでございます。事務職員がいなければ、学校事務は先生方がやるということになります。事務職員のいるあとの五校の中で八年間勤めていた人の経験を私は伺つてまいりました。その経験はどうかという、二年、三年前に「産休」をとりましたら、岐阜県でございまして、六カ所教育事務所がございまして、そこへ申し込んで、産休をとりましたから代替の人を要求するということであります。教育事務所には産休のための代替を探したの指導員が一名もいない。だから指導員をつくれと求めているわけなんです。学校の事務職員の仕事が繁雑で、近ごろは事務計算が電算化してありますので、だから、一日だけ来てすぐに覚えることもできない。そしてまた労働基準法により、産前六週間、産後六週間はとれることになっていて、事実は産前も産後も六週間、六週間の休みはとれない。つまり電算化の関係、それからまた、先ほど申しましたように、子供の関係、事務の処理といふもの、ところによつては校長それからあるいは教頭がかつて産休にするということもあるそうでございます。私が会いました事務職員の場合は、十日前まで仕事をしていたそうです。十日前まで仕事をしていた、かわりの人が来るということとを待っていたけれども、なかなか来なかった。自分が探しに行きたいんだけど、仕事があつてなかなか来なかったという状態を報告

しておりました。これは僻地での問題でございます。このような実情について、私は多々聞いております。学校事務職員のお産での苦しみ、そのような例はいっぱいございまして。

○中村登美君 そのような教育事務職員には特殊性があるから、他の女性の職場とはどうだといふような御見解でございますか。いま、他の女性の職場とは均衡を欠くのではないかと申すといふことについて御意見を伺つたわけなんです。ございまして、どのようにお考えでいらつしやいまいしうか。

○鈴木美枝子君 他の職場と学校での職場のお産といふことになりまして、すべての女性といふようなことを中村委員はお聞きになつていらっしゃる。先ほどから第二問でも私は申し上げました。そうして代替、つまりお産の間のかわりの事務をとる人ということになりますと、学校の場合は、先生の立場と事務職員の立場とが違ひますので、一校に一名だけではお産することもできません。労働基準法で六週間ありましても、また中村さんも女性だから御存じのとおり、女性のお産は産まれるときだけが体に影響があるわけじゃない。九カ月、八カ月ぐらゐになりますと、もう足がむくむとか、歩いて学校に通うだけでも大変でございます。女性ならだれでも御存じだと思ひます。それが産れる十日前まで仕事を続けるというのは事務職員が一名しかいないということだと思ひます。

○中村登美君 いまの御説明ですと、均衡を欠いてもやむを得ないといふような御見解と解釈いたします。

次に、学校事務職員が産休をとつても代替職員が配置されない学校ではどのような障害が出てくるのでしうか。特に教育上の障害について提案者からお伺いいたします。

○鈴木美枝子君 教育上の障害となりますと、事務職員は教壇に立つてゐるわけじゃない。事務職員は事務を担当する、事務が多量にあるため

に、先生、校長、教頭の人が担当しましても、なかなか電算化されているので覚え込むことができないのでございます。電算化されているので、いきなり行ってもわからない。その練習期間とか、その他がございまして、そしてまた、事務がよくわからないのですから、どうしてもお産で休んでいる事務職員の家へ行ったり、寝ているまくら元で事務の処理をしたり、もう産後の六週間休むどころか、お産後三日目から仕事をやる。ゆつくり休んでいられないと言ふ。そういう障害が多々あるようでございまして。

○中村登美君 提案の理由によれば、二十九県が学校事務職員の産休に対して、代替職員について何らかの予算措置を講じていると述べられておりますが、その実情について提案者からお伺いしたいと存じます。

○鈴木美枝子君 いま御質問になりました二十九県というのは以前のお調べだと思ふんでございまして。最近私が調べたところによりますと、三十三県が県の予算措置をしているということでございまして。そしてあと十二県と北海道一道となっております。これらがまだ予算措置をしていないというところでございまして。

○中村登美君 提案者にお伺いいたします。提案者は学校事務職員の職務の特殊性を強調されました。そのような職務を一人、あるいはきわめて少数で処理し得るような人材が三ヶ月程度の任用期間である代替職員として就職してくれるでしょうか。また短期間のアルバイト程度のもりで応募してくるような人に、慣れている者でもむずかしい経理事務などを任せることができるでしょうか。どのような方法で代替職員を確保するのか、その見通しについてお伺いいたしたいと存じます。

○鈴木美枝子君 この法案が通りましたら、各県教育委員会、そして先ほど申しましたように、これは岐阜県の場合でございまして、教育事務所があるわけで、事務所があっても指導員がいらない。指導員を確保すること。そして、産休の事務職員

の代替人はいままでお産をして子供を育てるためにやめた方たちに代替職員になってもらう。子供を生み、職員の母親のいるところでしたら子供を見ていただくが、ところが家に母親がいなくてあるいは地方の僻地に行きますると、ゼロ歳児を預かる保育園がないというところが多いと思ふのであります。ですから、どうしても子供を生みましたら、そのままだと行く人が多かったです。そのやめていった人たちが、それは全部各学校で記録されているわけでございますから、子供さんが大きくなつて、事務職員の経験があつて働きたい方は多数ございまして。その方たちにやつていただくことも一つの案でございますし、また、この法律が通りましたら、教育事務所、教育委員会から各町、市にわたる事務所の中に指導員を置いていただきまして、そしてその指導員に事務経過についての指導をしていただきたい、これはみないま現在働いている女の方たちの大きな希望でございまして。

○中村登美君 その他の学校事務職員のほとんどが市町村が独自に配置したものであり、したがって、任命権は県の教育委員会ではなく、そのため国庫負担の対象となりません。しかも、この数は女子だけで八千人以上もおりますし、これに対する産休代替職員の確保について提案者はどうお考えでいらつしやいませうか。

また、本法施行に要する経費二千四百万円の見通しについても提案者のお考えを伺いたいと存じます。

○鈴木美枝子君 先ほど局長さんが九千人の事務職員ということをおっしゃいましたが、ただいまの御質問で、女子だけで八千人と中村さんは申しますが、その八千人は学校でなくて行政の職場職員です。学校事務職員はあります。先ほど事務職員は男女計五万八千四百九十五人いらつしやいまして、この九千人というのは用務員あるいは臨時雇いの方でございます。用務員、臨時雇いの方九千人のうち、女子が八千人はちよつと多いのじゃないかと思つておりますが、その前後おります。

そしてこの用務員、臨時雇いの方は中学卒業というところになっております。事務職員の方は、いま短大卒の方が多くございまして。大学卒の人はいらつしやいまして、ここに一つの例がございまして。徳島県の事務職員、これは予算措置はとっていないのでございまして。こういう例がございまして。徳島県の事務職員総数が百七十七名で、男子が二十六名、そして女子が百五十一名おります。女子が百五十一名というところは、これは若い人がこのごろ多うございまして、産休を求めているというところにもなると思ふのでございまして。

そしてこれは、行政職の俸給表一表八等級七号俸と八号俸の間で、月給が六万八千六百円というところ、これが一番最初の収入だと思ふのでございまして。四等級五号、五等級三名、六等級六名で、七等級十名、これは男子でございまして。女子の方が等級からいいますと、三等級が二名、四等級はもう全然いないと、だから収入の高いところでは女子はいないわけでございます。それは、私はお産の関係があるんじゃないかと思つております。

そして五等級四名、六等級九十七名、男子の方では六名しかいないのに、六等級が九十七名、七等級が四十八名、男子の七等級は十名しかおりません。それだけ女子が多くて、いま御質問になつた事務職員、女子八千人というのは、事務職員でなくて私は用務員、臨時雇と思ふのでございまして。用務員の仕事と申しますのは何かといひますと、給食、いま全校の学校が給食の仕事をしていますわけでございますけれど、この八千人、たとえば全国八千人いるとしまして、給食の作業をしている人々を、お産のことでございまして、はい、臨時雇を代替人にするから日曜に生まれるようにといひわけにはいかないうわけでございます。その点については、赤ちゃんが生まれるという日を、都合よく代替人のために勝手に決めるわけにはいきません。給食で毎日働いている人を転換して、その方たちを代替人にするといふことは、なかなか無理な作業ではないかと私は思つております。

どうしてもこの法案を通していただきたいのは、その点にございまして。

○中村登美君 その予算の見通しはいかがでございましてか、約二千四百万必要と言われま

○鈴木美枝子君 本法施行に要する経費二千四百万円と、提案のところに記してあつたのでございましてけれども、四十九年一月一日から同年十二月三十一日の産休者は約百六十名と先ほど申しました。五十一年に二百名になるかもしれないという予定がございまして。その中で、一人当たりの産休補助職員にかかる経費の基礎額を行政職給料表の一表の八等級の七号俸と八号俸の間をとつて、六万八千四百円となつております。公立学校分につきましては、国庫負担法により、必要経費の二分の一に相当する二千三百五十九万円、それに国立学校の分を加えますと、本法施行に要する経費は、全部でおおむね二千四百万円ということだと思ふのでございまして。

○中村登美君 その予算はわかりますのですが、その生み出す目安が、お考えがございましてかどうかといふことを伺いたかつたわけでございます。○鈴木美枝子君 もしこの法案が通りましたら、各県ごとの教育委員会で予算措置が三十三県もできておりますので、この法案が通りますと、この予算措置をどういふふうに通算し、どういふふうにも補助職員に払つていくかということが県ごとにもやはりやりやすいことが出てくるということを私は聞いております。

○中村登美君 終わります。

○中沢伊登子君 いま中村委員からいろいろ詳しく御質問がありまして、私の質問しようと思つたことも相当重複をしておりますので、簡単に二、三お伺いをしたいと思います。

まず初めに、提案者にお伺いをいたしますが、この提案理由のところに「事務職員の出産の場合について、「職員の臨時任用を行うこととする必要がある」と、こう書いていらつしやるわけですが、臨時任用を行う場合には、その身分はど

そこで、政府にもう一つ二つお尋ねをしたいんですが、去る国会で教頭職法制化法案を審議しておりますときに、事務職員の完全配置をする

ように附帯決議をつけたはでございませう。小中高校の中で事務職員が完全配置されていないように聞いておりますが、それはどれくらいあるんですか、事務職員のいない学校。

○政府委員(安嶋彌君) 県費負担事務職員の配置されておる学校の割合でございませうが、小学校について申しますと、四十九年度でございませうが、五一・四%、中学校でございませうと七二%ということになっております。

事務職員の学校の配置につきましては、先ほどもお答えを申し上げましたが、標準定数法におきまして第四次の五カ年計画が発足をいたしましたので、本年度が第二次というところになっておるわけでございませうが、これが完全に実施されますと、大体、本校数の七五%につきまして事務職員が配置されるということになります。

現状はただいま申し上げたような率でございまして、逐次改善を図ってまいりたいということでございます。

○中沢伊登子君 いまのお答えのように、まだその五カ年計画をやってみても七五%ぐらいしか完全配置ができません。そうなりますと、いまこの法律案を審議している以前の問題だ。だからこの法律案を通す以前にやっぱり政府としてその事務職員を完全配置する方をひとつ急いでもらわなければいけない、こういうふうに考えますが、そうかといってお産をされる事務職員、こういう方は待つてくださるというわけにいかないのですからね。この法律案も非常に急ぐわけですが、何とかしてこの法律案を通すために私どもも一生懸命で努力をしなければならぬと思っております。提案者ともどもにこれは各党全員の力で一日も早く通したい、このように考えているわけですが、附帯決議にもありましたことですから、事務職員の完全配置に対しても政府の方としても十分の努力をしていただくように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○秋山長道君 もう中村さん、中沢さんの両委員から相当詳しい御質問がありまして私の言うこと

はなくなつてしまつたんですけれども、せっかく質問の通告をしておりましたので、今後のこの法案の扱いについて一言意見を交えて御質問を申し上げます。

この産休法ができてからもう二十年になるわけですが、ちょうど昭和三十年に議員立法でこの参議院の文教委員会が提出したわけで、そのとき私もその提案者の一人になっておつた記憶があるんですけれども、自來二十年の経過がある。昭和三十年に産休法を議員立法でつくり上げたときにもずいぶん手数がかりまして、さらに、そのときから何年かかかたのぼつたいろんな経緯があつたことを記憶するんです。ともかくにも産休法というものが日の目を見たわけでありませう。当時から事務職員をどうするかという問題は議論にもなり、また、当然近い将来にその必要が起つてくるということも予想された問題なんです。何分にもその産休法を通すということ自体が非常な問題だつたんで、とにかく内容の問題は時の経過とともに漸次改善していくとして、とりあへず、この法律だけでもつくり出すということで出発したと思ふんです。それが出発してしまつてから、もう間もなく事務職員に適用云々の問題が起つてきました。先ほど鈴木提案者から申されましたように、具体的な改正案の形をとつてこの委員会を出てき出してからもうすでに十年あるいはそれ以上になるかもしれない。回数にしてももう九回目ということになってきたわけですから、内容につきましても、いろいろ細部の問題については問題が全然ないとは言えませんが、それはいろいろそれぞれの立場によつて若干の問題はいまだにあると思ひますけれども、しかししたてまえとしては、大筋としては、これはもういまや既定の事実のようなことになつてきたことは、現に昨年の七十二国会でこの委員会の共同提案によつて参議院本会議でも満場一致で可決されたという事実をもつて明らかだと思ふのです。そこで、これはもうたとえどこの党にしても、どなたにしても大筋としては異存がないと思ふのです。だからこれを一体参議院

で今後どうするか、さらに、衆議院でどうするかということですね。そういう政治的な扱いの問題が中心になると思ひますので、その点について、文教委員長は特にこれはもう文部省におられた当時から、この問題のそもそも発足当時からよく御存じだと思ひます。委員長にたまにまじりやうになつておられる。特に委員長の意気込みいかんによつてこれはできるかできないかというところまできておると思ふので、委員長としてのひとつお考えをお伺いしたいということが一つ。

それからもう一つは、安嶋局長、さつき前の国会で奥野前文部大臣がこの件について云々という御発言があつたということをいまおしやつたんですが、私はこういう奥野さんの御発言に限らず、いまの安嶋局長の御発言にしても、こういうふうな受け取つてきたんですよ。それは文部省としてこれはもうここまでになつてくれば第一、事務職員の充足計画を年次計画ですつとやつてきておられる経過からいしても、これはもう反対とか何とか、趣旨に御異論はないと思ふんですよ。たまたま本ならば、文部省自身が積極的にそこまで手を出したいところだけれども、この産休法そのものが議員立法でそもそも最初からできたような経緯があるものですか、しかも、毎国会こつとやつて参議院の文教委員会を中心にこの問題が議論されておる経過があるから、その経過に敬意を表し、遠慮をされて、まあまあ国会でそうやっておるのだから国会で結論が出るのを待つてということだ、賛成はしながらも、またそのお気持ちは持たれながらもこの参議院での扱い、国会での扱いということに対して遠慮をされて、ちよつと積極的に手出しをされることを手控えておられるのじゃないかというように、私は非常に善意に受け取つてきておるんですが、前回の国会で、参議院でもそれこそ各党一致共同提案、満場一致可決されると。衆議院だって、それはもう別に反対だから流れたというわけじゃないんで、会期末、いろんなほかの事情が出てきたために、その巻き添えを食つて流れたということが私は実態じゃないかと

思ひます。ですから、先ほどの局長のお話を聞いておりますと、多少聞きよによつては、文部省のお立場なりお気持ちなりに對して誤解を生ずるおそれがあるような感じもしないでもないんですけれども、私は誤解をしておりませう。あくまで積極的なお気持ちでこの国会での扱いを見守つておられるんだというように依然として受け取つておりますが、そこら辺をひとつ局長からも一度御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、提案の趣旨、理由につきましては十分理解ができるわけでございますが、この法案は国の負担を伴う法案ということでございまして、そういう観点から昨年も内閣意見を申し述べておるわけでございませうが、その申し述べた中身は、先ほど申し上げましたように、他の類似の事務職員等との関連、均衡の問題もございまして、当面この問題について御賛成申し上げかねるということをおし上げたわけでございます。文部省の立場、あるいはさらに広く政府の立場として申し上げるということになりますと、昨年度この法案について申し上げた御意見を再度申し上げざるを得ないということでございます。

○委員長(内藤三郎君) 文教委員長への御質問がありましたので、お答えをいたしたいと思います。

前回、参議院は満場一致で法案が通過いたしましたので、私もそうあつてほしいと思つてせいぜい努力いたしますが、いづれにしても、この問題は理事会でよく御相談をいたしたいと思ひます。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(内藤三郎君) 速記をつけて。

○鈴木美枝子君 定数法はありましていま現に実行されてないわけでございます。まあこれは先ほどからずっと申し上げておりますが、委員長のおっしゃるとおり、各学校一人では産休にならなくても事務上の仕事で足りないという現実がございます。一つ例を申しますと、東京都の産休の

場合、事務職員が病気になるにしても、学校一名以外に三十人プールしておきまして、そして足りないところへ回っていくという方法、そして産休がありましたときにはすぐに労働基準法の産前、六週間前のところで間に合やすという例もございまして、その例を踏まえながらやっていたのだかといと特にお願ひ申し上げます。

○加藤進君 各委員からこの法案の成立についてきわめて積極的な御意見が出されました。私も、この法案の提案趣旨に対して賛成の立場で若干とりわけ文部省に質問をしたいと思ひます。

いま文部省の見解の中に学校の事務職員といえども事務職員に変わりはない、こういうやり見解があると思ひます。しかし、学校教育を真に守っていくために事務職員の持つべき役割というものは、これは一般の事務職員とは全く違うものであるという、こういう認識に立っていないか、この法案に示されたような問題の提起は私はないと思う。数は、一つの学校にないところもある、あるところでも一人、多くても二人。しかしこの一人、二人がどれほど学校教育そのものを支えて、子供たちの学習権を守っていくために不可欠な役目を果たしておられるのかと、私はこの点についてはっきりとした御認識を持っていたく必要があるのではないかと思ひます。ところが、そのような学校事務職員の待遇はどうかというときわめて劣悪であります。身分はというと、社会的にはきわめて軽視されております。文部省も軽視しておると思ひます。そして、しかも、このような学校事務職員に対して、出産の場合はどうかという、出産の場合には一般の学校勤務員とは違った差別待遇が与えられている。放置されている。法の適用に至るまで差別を受けている。まあ、こういう状態が今日あるわけでありまして。この点について、文部省は果たして学校教育の中で事務職員の果たしておられる役割、任務について一体どのような認識を持っておられるのか、その点の基本認識をまずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 学校教育の円滑な遂行の

ために事務職員がきわめて大事であるということにつきましましては、ただいま御指摘のとおりでございます。文部省もそのような認識を持っておるわけでございます。したがって、その学校事務職員を軽視いたしませんとか、あるいは差別いたしませんとか、そのような考え方は毛頭持っておりません。今後ともこの事務職員の充実あるいは尊重ということにつきましては努力をしまいたいというふうに考えております。

○加藤進君 そこで、この学校事務職員の状態について今日のようないことが起こつてきておるか、いろいろ私も調査もし、お聞きしました。働きのある職場だとは皆さん考えておられないんです。四、五年勤めて、もうやめた、こう言つてやめられる事務職員の方たちの数は何と四割にも及ぶじゃないですか。これが職場の現状なんです。こういう現状は一体どうして起こるのか、それほど尊重されるならどうしてこの現状が今日存在しておるのか。私はそのことをしっかり考えていかなければならぬと思ひます。その点につきまして昨年の七月三日、奥野元文部大臣は人事院総裁に要望をされております。学校事務職員の仕事は複雑困難である。複雑困難であるということが文部大臣自身の言葉から当時指摘されたわけでありまして。御存じのとおりですね。一体どういう内容なのか。私は時間がございせんから申し上げることは差し控えますけれども、これは提案の趣旨説明の中にきわめて明確に出ております。まさに複雑困難な任務を一人、二人の事務職員が負っておられるという現状であります。

そこで、私は文部省に提案します。もう少しこのような複雑困難な実務、事務の状態に対して、事務職員の職務内容を検討して明確な基準を出すべきじゃないか、基準を明確化するべきじゃないか、そして仕事がいややすす、学校は事務職員にとつても働きがいのある職場だ、こういう状態を私はつくつていかなければ問題の解決にはならぬと思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 事務のあり方あるいは処

理の仕方について基準を設けたらというお話でございますが、お話の趣旨が十分のき込みない点もございまして、学校事務はお話しのよう非常に複雑多岐でございます。こうした事務が能率的、効率的に遂行されますように、事務の処理の仕方についての改善を図っていく、あるいはむだを省いていくというようないことは、これはきわめて大切なことであらうかと思ひます。私どももいたしましていろいろな機会をとらえまして、そうしたことが合理的に進められるよう指導をし、努力してまいりたいと思ひます。

○加藤進君 私が提案しました趣旨も、このよう

な複雑困難な実務をできる限り改善して、効率ある適切なものにしていく、こういう趣旨でございます。それから、その点につきましては文部省も御確認いただいたと思ひます。

そこで、ではこのようない改善を現実に図っていくためにどうしたらいいか。私は、まず第一にすべき問題というのは、やはりすべての学校に事務職員を必置させるという課題だと思ひます。この点につきましてはすでに御説明がありましたように、今日努力はしておるけれども七五％程度だ、あと二五％は事務職員はない。なくしてしかも公教育としての学校教育を支えていかななくてはならぬ、このような状態を私は放置してはならぬと考えるわけでございます。とりわけ第七十国会におきまして定数法審議において、この文教委員会は全会一致で養護教諭とともに事務職員の全校配置という附帯決議をやっておるわけでございます。けれども、このような当文教委員会の決議の趣旨に対して文部省はどのように具体的な努力を払われ、全校必置を目指して進んでおられるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 標準法に基づきます第

四次の充実計画が現在進行中でございまして、これが五十三年度に一応の目標年次に達するわけでございます。したがって、五十四年度以降新しい計画を策定するということになるわけでございますが、その際におきまして、ただいま御指摘

の事務職員の充実の問題でございまして、養護教員の充実の問題でございまして、あるいはさらに一般教員の配当基準を高めるかどうかといったような問題、あるいは学級編制基準をどうするかという問題、そういう問題、これは全部定数にからむ問題でございまして、そういう問題を総合的に検討してまいりたい、前向きに充実を図るよう検討してまいりたいというふうな考えております。

○加藤進君 可及的に全校必置を実現する、こ

うふううに理解してよろうございまして、直ちに全校必置にするかどうかという点につきましては、ただいま申し上げましたような総合的な観点からその時期におきまして検討してまいりたい、しかし前向きに検討してまいりたいということでございます。

○加藤進君 給与の問題につきましても、当文教委員会においても言うまでもありませんが、第七十五国会、今国会における内閣委員会でもやはり同じような趣旨の附帯決議が行われております。学校事務職員の給与改善についても配慮するということの意味の附帯決議の決定でございまして。この点についてやはり今日の学校事務職員の皆さんの給与改善について文部省はそれなりに検討しておられるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) その点につきましては努力をいたしておるつもりでございますが、内容としましては三つございまして、一つは、適正な格づけが行われるということが一つございまして。それからもう一つは、任用配置に工夫をしてもいい、相当年輩に達せられた場合には、一般の事務職員でございまして、これが係長になり、あるいは課長補佐になり、課長になるというようないは、先ほど来お話がございましたように一人配置あるいは二人配置ということでございます。したがって、必ずしもその格づけが適正に行わ

れてないという面がございます。学校事務職員につきましても部下の数、そういったことがかわりなく本人の経歴等にふさわしい格づけが行われるようにしてもらいたいというのを指導いたしております。それが格づけの問題であり、それからそういった方につきましては、教育委員会の事務局あるいは役場あるいは県の教育委員会、そういったところと人事交流を促進をいたしまして、いかるべきポストに任用するような工夫をしてもらいたい、これが第二点でございます。それから第三点は、時間外勤務手当、これは勤務の実態に対応して適正なものを支給してもらいたい、この三点を基本といたしましてかねて指導いたしておりますが、先般、第二次の教員給与の改善が行われました際にも特にこの点に言及をいたしまして事務職員の処遇の改善に努力するよう指導いたしております。

○加藤進君 全校必置と給与の改善の問題は、これは現場の学校事務職員の皆さんの切実な声であることは言うまでもありませんが、同時に、本院における決議である、こういう点を十分に尊重されていただくの御努力を前向きに賜りたい、このことを強く要請しておきます。本法案の趣旨である産休の補助教職員の問題についてでありますけれども、この法律が成立した昭和三十年以来すでに二十年たっています。ところが、依然として先ほども指摘されましたように、事務職員は除外されている、こういう現実がございます。国がこのような措置をとらないために、いま県や市町村では独自で代替職員制度というものを実施せざるを得ない、こういう現状になっていることも御存じのとおりでございますけれども、これは本来、国がそれだけの措置をとって、このような代替職員の配置をすべきではないか、こう考えますけれども、その点について文部省はどうお考えになりますか、重ねてお尋ねしておきます。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほどこの法律案に対する考え方を申し上げたわけですが、他の類似的な事務職員との均衡の問題もあって、当面こ

うした措置をとることについては困難だと考えるというところでございます。したがって、文部省の態度といたしましては、当面は困難だということでございますが、提案の趣旨その他これは理解できるところでございます。今後ともこうした事態の推移につきましては十分注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

○加藤進君 そこで提案者にお尋ねしますけれども、ただいまの文部省見解についてこの法案の提案者である先生はどのようにお考えになりますか、御見解を賜りたいと思います。

○鈴木美枝子君 私は先ほどから申し上げているのでございますが、各学校一人ずつでは、産休をするにも代替もいない、こういう状態の中で文部省の局長さんの話でございますが、私はこの法案を通すことは当然なことだと思っております。

○加藤進君 私は提案者の趣旨に全面的に賛成でございます。

最後に、文部省とまた法案の提案者についてお尋ねして終わりたいと思いますが、わが党はこの問題について次のように考えています。産休、妊娠中の職務軽減、育児休暇など授業に支障が起らないようにするために、こういう育児休暇とか職務軽減のために授業に支障が起らないためにどうするかと言え、休暇に入る三カ月前から必要な正規な補助教職員を確保しておく必要がある、こういうふうには私たちが考え、そのために今後努力するつもりでございますけれども、文部省は、こういう私たちの主張に対してどうお考えになりますか。また提案者は、その点についてどういふふうにお考えになりますか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど来この法案に対して当面困難であるということをおっしゃっておりますが、ただいま御提案のように三カ月前から代員を用意するということはさらに困難な課題であらうかと思ひます。

○鈴木美枝子君 これはやはり三カ月前から困難

という御発言は、男性だから出てくるような発言で、女性にとっては残酷な御発言だと私は思います。

○加藤進君 文部省だから出るんです。

○鈴木美枝子君 文部省の三カ月、労働基準法で産前産後がございまして、先ほどから再三申しましたように、まさか生まれた子供をおぶつて学校へ行くわけにはいきません。親があるところはいと申しました。東京のようにゼロ歳児から預かってくれる保育園があるところは全国にはそうございませぬ。ですから、どうしてもこの三カ月だけでも私は足りないくらいだと思っております。生んだ結果だけを言っているわけで、その総合的な生まれた子供とそれから母親を守るといふことに對しては文部省では大いに考えていただかなければならないことだと私は思います。加藤先生はいまの御質問、代替を定期にするということ、私はそのために、この提案をしているわけでございします。

○委員長(内藤三郎君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(内藤三郎君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

○委員(内藤三郎君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

○山東昭子君 ことしイギリスの保守党では初めて女性党首が誕生し、国際婦人年にふさわしいニュースとなりましたが、わが国においても女性の職場でのさまざまな問題が叫ばれております。日本の各分野における女性の専門職、管理職の進出状況はどんなものか、先進諸国と比較して明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) ただいまの御質問は、学校の校長、教頭等の管理職というのではなくて、非常に広いお尋ねであつたように思ひますが、私も実は手元に持っておりますのは学校関係の資料でございます。それについてお答えを申し上げます。

たいと思ひます。

女子の校長、教頭の数でございますが、昭和四十九年度の学校基本調査速報によりますと、小学校では九百九十五人、これは校長、教頭の二・二％に当たります。中学校では七十人、これは全校長、教頭の〇・四％に当たります。高等学校では二百一人、これは校長、教頭全体の二・二％ということになっております。現況はそういうことになっております。

○山東昭子君 今日先進諸国の間に共通している差別は、人種差別と男女差別であると言われております。日本におきましても、昔から比べますと女性の地位も大分向上してまいりましたけれども、まだ本物ではございませんし、家庭内でも男女差別の意識があるようでございます。大臣は、教育面で差別意識をなくすためにはどのように考えていらっしゃるか、対策を具体的に示したいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) 具体的に考えていきます上では、非常に詳細なことが実は必要だと思ひます。私は女子学生を教えたことがありますが、女子学生を教えます場合に、男子の学生と同じようなテーマで、そして同じように卒業論文を書いてもいいと、たとえ、心理学とか社会学の場合に非常に不利になる場合が多いんです。どうしてそうかといふと、幼少期のころから男女はいろいろな意味で違った形で成長してまいります。そうしますと、たとえば女子の場合に非常に詳細に子供の発達を記述いたしまして、そうしてその非常に具体的な事実に基づいて論文を書いたという場合、男子の学生はそれほど観察力を持っていないということがあります。ただ、抽象的な理論を聞きますと、男子の学生の方が上手に答えるという場合があります。そこで、いろいろな大学の教育などの場合にもそういう点に配慮をいたしましたときに、これは大学などに来ますから、女子と男子の性格の形成に違いがございしますから、いまのような点に配慮をいたしました結果は、女子学生がむしろ男子学生をしのいで、非常にす

方々にはよりよい待遇、環境を与え、正しいしつかりとした教育をしていただきたいと思うのでございますが、他の職業とのバランスの問題であるとか、数々の御意見もあると聞いておりますので、大臣御自身のこの女子教職員育児休暇制度についてのお考えと、並びに最近の教育界、特に小学校では女子教員の比率が高まってまいりましたのが、その理由は何か。また一般の父兄の中には、自分の子供の担任が女の先生に決まると、わあははずれたとかおっしゃって大変がっかりなさるということを聞きましたけれども、私も女性の一人として大変不本意なものでございますが、果たして、この実態を文部省は把握していらっしゃるか。また、そうだとしたら、どんなことが原因なのではし

さらに、女の先生方についてとかくの批評があるということですが、それは何に基づくかということとございます。まあそれは偏見のよくなものを伴っている場合も多いかと思ひますが、一般に男の先生、女の先生のお仕事の内容を見まして、それを客観的に評価いたしましたして、そうして女の先生の方がある種のものにおいて非常に劣っているから、したがって評判が悪いというふうな証拠はございません。そうではなくて、まあ強いて申しますというと、女の先生方が出産、育児、家事などの理由によって男の方よりも職場を離れる、そういう時期があるのではなからうかかという上、かかるといふことが一因になっているかと思ひますが、具体的な個々のケースに当たってみますと、そういう場合にも非常に慎重に振舞つて、良心的にお仕事をなさっている方々もあるわけでございますから、私は一般に人々の批評いたします場合には、少数の事例をもつて全般的な一般化を行うという

○山東昭子君 現代は変化の時代であると言われております。毎日、新しい知識、情報がつくり出され、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの情報メディアによって広範囲に私たちに伝達され、その中でもテレビは現代を揺るがす力の一つとして、非常に私たちの日常生活の中に入り込み、深いかわり合いを持っております。昭和四十七年のNHKの調査によれば、全国の受信者数は二千三百五十万世帯を超え、四人に一台の割合で普及しているそうです。とにかく、テレビは国民生活にとってなくてはならない存在になっていることは、言うまでもありません。しかし、子供の教育とテレビということになると、とんでもない、テレビを見ていたのでは勉強なんかできるものかという親御さんが多いのではないでしょうか。現在、学校教育の一環としてテレビを利用している学校もあるとは聞いておりますが、生涯学習という立場から、どこでも、いつでも学習できるような教育システムを実現していくために、テレビを充分利用することを真剣に検討するところにきているのではないかと思うのですが、大臣はこのテレビを通した教育というものについてどのようなお考えをお持ちでございましょうか。

○國務大臣(永井道雄君) テレビの教育ないしは文化に与える影響というのは年ごとに非常に大きくなつていくと思ひます。とりわけ重要であると思ひますのは、平均視聴時間でございますが、NHKの一番新しい調査では、男女老若を平均いたしましたところ、三時間七分八分ということになりますから、これを生涯に直しますと七、八年になるということになりまして、そういう点から、一体これだけの視聴時間が果たして妥当かどうかという問題が一つ出てまいります。さらに、その内容分析をいたしますと、娯楽の時間が相当長いので、それはそんなに長い時間を——娯楽は大事ですけども、テレビ娯楽というものに費やしているかどうか、非常に受動的になるのではないかと、疑問がございします。で、私はこの疑問は疑問として非常に重要な問題を提起していると考えております。しかしながら、ではテレビというのは全く消極的な意味しかないかということになるわけですが、むしろ、テレビはこれをどうやって使っていくかという点におきましては、たとえば活字・印刷文化が生まれまじるときにも同じような問題が提起されたように思ひます。

そこで、たとえば諸外国の事情でございますが、そういうふうなものを私たちの時代には、私などは子供の時分にはどうも現在のアフリカの事情というものをテレビで見ることができなかったのでございますが、そういうことをいふは、たとえば地理の授業でも十分に用いることができますし、特に理科の自然観察などにおいては非常にすぐれた効果を上げております。こういうことは、NHKなどでも教育番組で非常に御苦労になつておりますが、そういうふうな形でテレビをこれからの教育にどのように生かしていくかということについてのいままでの努力というものを基きまして、これを教育の中で活用する方法を工夫することが非常に大事であると思ひます。

ただ、もう一つのこと、たとえば幼少の時分に非常にすぐれた音楽というものをみずから学習した人の場合に、俗悪である番組、そういうもの

になじまないということがございします。ある民間放送会社の主催で全国十万人ほどの子供が非常にいざりつぱな音楽の学習——これは小中高でございますが、全国的なコンテストをやつて、そして最後にすぐれたものを選ぶということをやっておりまして、こういう子供たちの場合、非常にすぐれた音楽を知つておりますために俗悪な番組にさほどなじまないという結果も出ております。また、同じような調査がイギリスにもございします。

そこで、いま音楽のことを申し上げましたが、絵画などについても同様な事情がございします。私はテレビと並行いたしまして、芸術あるいは美術の教育というふうなもの、こういうものを本格的に強化するということがテレビの番組からの選抜能力を高めるといふことにも役立つ重要なものであると思つております。そういうふうな申ししましても、なかなか油断ができません。テレビからくる悪影響の問題もございしますが、これは子供だけではないで、むしろ、大人の社会でもこの問題を考へて取り上げていくという、そういうことが他面にあるまいかという、子供だけの問題としては解決しにくい、このように思つております。

○山東昭子君 いづやテレビの放送で大ぜいの子供たちを集めていろいろ質問をしておりまして、司会者が、「あなたは日本の国を好きですか」と聞きますと、一人の子が、「ぼくは日本は好きです」と、「それは公害があるからです」と発言をしますと、ほかの子供たちもほとんどが判で押したように同じ答えが返つてきて、「日本は自分の生まれた国だから好きだ」とか、「四季の変化があるから」と答えたのはたつたの三、四人しかいなかったのです。これを聞いて、私は、子供たちの答えは、あるとき学校で先生がおっしゃったことや家庭内での親たちの発言の受け売りで、子供たちの内部から出てきたものではないということを感じました。過去において大臣はアメリカにお住まいになり、各国の子供たちと接しられて、日本の教育水準はどの程度なのか、また、日本の子供たちとの比較をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) 各国の教育水準の比較というのは非常に実はずかしい問題でございします。といひますのは、教育の中身の問題が入つてまいりますので、中身というものを非常に比較しにくいということがございします。ただ、普及度の比較というふうな、そういうもので見てまいりますと、詳細必要でありましたらこれは政府委員の方から申し上げますが、わが国は、義務教育はもとよりのこと、幼稚園の教育、さらに高等学校の教育から高等教育に至るまで非常に普及度がすぐれている、そういう少数の国に入ります。

また、その中身でございしますが、先生一人に対する子供の数、これもある時期には相当子供の数が多過ぎたんでございしますけれども、いまはどうにか大体先進工業国並みの段階に到達いたしました。では学力はどうかということになりますと、世界的に比較がございします学力、たとえば算数などにつきましては一九六七年度のユネスコテストがございしますが、こういうものでは世界的に二、三を争う国でございします。しかしながら、いま先生が御指摘になりました、それぞれの子供が自分で考える能力があるかという、そういう一つの番組からの御引用であるかと思ひますが、そうしたものににつきましてはなかなか国際比較を行ひにくいので、水準と申しますと、そういうなかなかつかみにくいものも入つておりますから、そういう点では簡単に申し上げにくいものが含まれているかと思ひます。

ただ、一般に申しまして、先生と学生、学習者との比率あるいは施設の充実度などについて申しますと、わが国で一般的には下ほどいいといひ言ひ方ができるかと思ひます。逆に言えば、上ほど悪いということになります。つまり小中学校はすぐれている、高校はそれより劣つておつて、大学が一番問題を含んでいるというふうな申し上げれば大局は当たっているかと思ひます。そういう点にわが国の教育水準の相当注意しなければいけないゆがみがあるかと考えます。

○山東昭子君 戦後三十年、アメリカの置きみや

げである六・三・三制については是非かという論議が高まつているようでございしますが、もうそろそろわが国でもいままでの制度を思い切つて改革するときに来ているような気がするのございします。大臣はこの六・三・三制について一体改革なさるお気持ちがおありでございしますか。

○國務大臣(永井道雄君) 六・三・三の制度、さらにそれに伴ひます六・三・三・四でございしますが、これにつきましては、中央教育審議会も長い時間をかけて御検討になりまして、基本的な骨組みについてはこれをいじらないというお考えであると理解いたしております。また、それがわが国に定着いたしました相当な成果を上げてきた。しかしながら、だからといって完全に全部満足すべき状況であるかという、やはり問題があるのではないかと。とりわけ、中教審の答申で指摘しておりますのは、幼児教育の段階からもう少し本格的に取り組みをいたしまして、先導的な試行をいたしまして、いままでの六・三とは違つた形をとつてみてどうかという提案があつたわけでございますが、これについてはいまだに研究段階という、そういう状況でございします。

その中教審の指摘にもございしましたように、やはりこれから考へるといひますと、幼児教育の段階の問題、それから高等学校の六・三・三の最後の三の段階、これが事実上非常に普及いたしてきておりますけれども、そのカリキュラムというふうなものは普及以前の考へ方によつて組み立てられてきておりますから、こうしたものは、いまの段階であるいは今後に向けては相当十分に検討していかなければならない。そういう問題を含んでいるかと考えます。

○山東昭子君 最近、少年少女の非行が増加していることは各方面で指摘されております。特に中高生の間に乱交、アルバイト売春など、性の乱れが目立つております。その背景を考えますと、青少年の体の発育状況もさることながら、最近の少年少女の雑誌の内容にも問題があるのではないでしようか。読んでみますと、まるで恋人がいなけ

ればおかしいともいうようにあつたり、性の問題も興味本位にとらえる記事がはらんとおられます。そうした少年少女の非行の傾向とその原因、また文部省は非行少年少女にどのような対策を講じるのか、述べていただきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 少年少女の非行の問題は、先進的な工業国で世界的な現象でございまして、わが国の場合と世界と若干違ひがございまして、

は、まず大人の犯罪について見ますと、工業化、都市化現象が起こるのに並行して犯罪の増加現象が見られずむしろ逆に減つてゐるというのが、見られる非常に特殊なケースでございまして。ただ、その中で、御指摘のように少年少女の非行は増加いたしてあります。とりわけ少女の非行が増加しているところとわが国の統計上の特色がございまして。これはどうしてであるのか。恐らくその問題は、いままで日本の女子は男の子と同じようにわがままに振舞うという事はなかつたわけですが、いまは男の子と同じようにわがままに振舞うようになったというそういう解釈もあるのではないかと申す方がございまして。そこで、わが国の場合も注意しなければならぬ段階に明らかになってゐるわけにございまして、これをどうしていったらいいかという事は、これは学校について申しますれば、いわゆる道徳教育なんですけれども、しかし、道徳教育といひましても特定の道徳の時間だけではなくて学校教育全体がそうでございまして、その全体といふものの中で、これはもうあらゆる学校の各層を含めまして文部省の方でも繰り返してその問題についての道徳の角度からの配慮といふものを学校に願ひしてゐるわけにございまして。

ただ、この非行の傾向が生じてまいりますのは、学校だけではなくて広く社会の問題があり、御指摘のような雑誌などの問題がございまして、そういう社会と関連して重要なのは家庭の問題がございまして。そこで、こういうことは、私はやはり、むしろ大人の社会の問題として相当考へていかなければならない、つまり、大人の社会の文化とい

うものがどのぐら健康なものになり理想に満ちたものになっていくかということが非常に家庭なはいし子供の文化にも強い影響を与えるわけのものでございまして、これを自主的な民主的な力で強めていくということが非常に必要であるかと考へております。

そうしたことで文部省がどういふことをやっているかといふことは必要であれば申し上げますが、文部省の立場といたしましては、とても、社会教育局といふようなところのすべての予算を動員して建物をつくらば解決するといふような考へではございせん。そういうことも必要でございまして、むしろ社会にありましますいろいろな団体活動、そうしたものの自主的な発展活動といふものを盛んにすることにお役に立つという角度で、そういう形でわが国の社会の文化が本当に健康に発達していく、そのことが、家庭を含めまして非常に青少年非行化に対する重要な防波堤になる。また、しかし、暴力的傾向があらまします者については、厳としてやはり、警察の力をかりなければならぬ問題についてはこれをかり、そして、そうしたものを押しとどめていく、排除していくといふことがきつめて必要であると考へております。

○山東昭子君 時間がなくていろいろお話を伺へませんでしたが、いままでのような構造的な教育システムから、もっとソフトな弾力性のある教育システムへ、一歩一歩永井大臣のお力によってぜひとも進めていただきたいとお願ひをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮之原貞光君 今後の教育の課題と展望の若干問題について伺ひたいと思ひますが、まず、大臣にお伺ひしたい第一点は、例の文明問題懇談会といふのを設置して、何か「文部広報」によりまして、二、三回討論をされておるようですが、いままでの政党大臣には見られなかつた長期展望を踏まえた日本の教育政策を樹立しようという意欲からだと思ふのでございまして、この考へような懇談会を設置された基本的なものの考へ

方、それをまずお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(永井道雄君) 私は、現代の社会における問題といたしまして、いわゆるイデオロギーの対立、そういうものもあり、資本主義的な体制、あるいは社会主義的な体制のいずれをとるべきかといふ重要な問題もあると思ひます。しかし他方、非常に重要な問題といたしましては、産業革命以来、科学技術の進歩といふものについては、人々がほとんど絶対的にこれを信頼してきたという事情がございまして、科学技術がもたらした非常に重要なものの一つがたとえば原爆の発明であつたといふことは否定することができないことであるかと思ひます。そこで、それがもつと日常

的な場面であつたものといたしましては、公害といふふうな、そういう問題があらまします。そこで、それに伴ひまして技術査察といひますが、テクノロジー・アセスメントといふような問題も起こつてきてゐる。そこで、一体科学技術とたえば自然との関係、あるいは文化、人間との関係をどうするかといふような問題は、今後世界的な問題としてやはり考へなければならぬし、私たち文教に当たつてゐる者が十分学習すべきであるといふようなことが一つの問題でございまして。

もう一つの問題は、やはりわれわれ日本人が今後生きてまいります場合に非常に重要なこととして、日本人でございまして、これは日本の古くからの文化といふものの中で私たちが生きていくことは間違ひのないことでありますが、同時に世界の諸国民とともに共存していくことを考へていきまします場合に、そういう伝統的な文化と将来の世界的な人類共有の文化との関係をどうするかといふような問題もございまして。

さらにまた、わが国のみならず、高度な工業国におきましては、非常に専門化された職業活動といふようなものも行われておりますが、そういう中で人間といふものももう少し広い視野で考へていくといふようなことも、これまた世界的な問題になつていくのではないだろうか。そういう意味合いにおきまして、文明といふものの根本的な

問題といふものについて、こうすれば答えが出るというような形で先生方も私たちに命令をしてくださるというわけにはなかなかいかない厄介な時代だと思ひますが、しかしこうも考へ、ああも考へるといふところに問題の重要性があるといふことをわれわれ文部省で働いております者に対して教へていただくといふことは、基本的に将来を考へていく上にきつめて重要であるといふ考へに基づきまして、いまのような問題との関連において先生方を御委嘱申し上げまして、そして今回まで三回の会を開いて先生方のお話を承つてゐる。ただ、これが余りその会だけにどまつてしまふといふと、やはり現代の公開の原則にも反しますから、記録にいたしまして、そしてさらに先生方に手を加えていただいて何らかの形で公開をしていく、そういうことを文部省で私たちが学習をしていくといふことを国民の方々にも知つていただくといふふうになつてゐると思ひます。

○宮之原貞光君 大臣が上智大学で講演をされておるその中身から判断をいたしますと、大臣は、「今までの科学技術を中心にした専門主義といふものに大修正を加へなければならぬ時代が来た」、こゝ言われ、さらにまた、文明問題懇談会については「もつと基本的な意味において、歴史的転換を考へていただくために」こゝいうものを設置をしたと、こゝいうことになると考へられるんです。そういういたしますと、いままでの日本の教育のあり方がいわゆる高度経済成長に見合った人的な能力主義と申しますか、人的資源能力主義、こゝいう問題が浮き彫りにされたところの学校教育といふもののあり方についてやはり転換期に来たと大臣は考へられてゐる。したがつて、これらの問題について具体的な施策の中に生かせるならばこれをどういふ問題点があるかといふ点をこの文明問題懇談会に求めておられるのではないだろうか。と大臣のこの講演の中身からうかがえるのですが、その点、どうなんですか。

○国務大臣(永井道雄君) 文明問題懇談会は、直

接し文部省の施策に対してこれをあせし、あれをこうせよという形の具体的な提案はないわけでございます。

では、いま宮之原先生がお読みになりましたのは上智大学で私がしゃべったことでありますが、それは文明問題懇談会で学習していることと関係がないかというところだと思います。やはり、これまで高度経済成長を遂げてまいりました間、たとえば、具体的な例を申しますと、農業に従事してそうして自然の中で生産を営んでいくというようになんが経済的にもまた文化的にも軽視される傾向があったかと思いますが、そういうふうな状況というものは、これは世界的にも変わってまいりましたように、また、わが国においてもその方向を目標すべきものであるかと考えております。さらにまた、都市において活動いたします人々の場合でも、やはり能力と言いますが、非常にいろいろな形で産業構造が変わってくる。そういうふうな中で何が必要であるかということになりますと、能力の多様な要素というものを考えなければいけないようになってまいりましたように、また、国際的な協力というものが今後必要になってまいりますが、その場合にも、いままではとくに西欧との関係を国際関係としておりましたが、今日以後は、西欧も大事でございますが、西欧以外の諸国とわが国との協力というふうなことも大事になりますから、いずれの面を取り上げても、いままで考えておりましたような形の能力、そのまた学習ということでは足りないことになってくると思います。そこで、もっと多様な能力、また適性というものを重んじて教育をやっていくなければならないと私は考えております。それを少しずつ教育政策の上に具体化していかなければいけない、こう思っているわけです。

これは永井さんお一人の一つのサロン会みたいなお好みということにしか私は終わらぬと思うのです。少なくとも、やはり文部大臣としてこういうものを持たれる以上は、そこで出たところの問題点を今後の日本の基本的な教育のあり方に反映されなければ意味がないと思うのです。そういう点から見ますと、たとえば、これは文部省のつけた表題です、第二回の文明懇談会の表題を見ると、「科学万能論は疑問、人間尊重を諸科学に」、こういう見出しがついている。言うならば、従来経済発展に協力をする、成長にまた見合うところの学校教育というもののから、少なくとも、そういうものではなくて、歴史的な転換期に来ておるのだから、もう一回日本の教育のあり方というものを、過去どういうところに問題点があったか、あるいは今後どうしなければならぬかという問題が当然ここであらわれないかなければ意味がないと思うのです。しかもその方向は、先ほど私が一、二申した大臣の講演の中にあらわれておるところの大臣の基本的な物の考え方を大臣としてはひとつ踏まえてこの問題について取り組んでおると、こう理解をいたしたいのですが、そのように理解いたしてよろしうございませうか。

○国務大臣(永井道雄君) 実は、その会に出席いたしておりますのは、私は欠かさず出ておりますが、ざっと申しますと五、六十人、文部省の次官、局長以下みんな出ています。ですから、実は私だけの趣味で学習しているというわけではございません。そうではなくて、非常に多数の者がずっと出ておりました。出ました後、また省内で討論をいたします。たとえば自然との関係というものをもう一回復活しなければいけないという御意見を先生方から出していただきました。そういう御意見は、私たちがお願いしたのではなくて、自然に出てきたわけですから、そうすると、たとえば今後のスポーツのあり方、こういうものをどうしていったらいいか、そういうことをたとえば体育局長とその後討論をいたします。また具体的な成案の段階ではございませんから、そこまで申し上げられませんが、そういうことを考えていく。そういうふうな個別に、懇談会の問題はかなり抽象的なものがございますが、みんな出てくるわけでございますので、その後ほとんど、時間がありますときは連日といってよろしいと思っております。討論をいたしまして、それを具体的な政策の上でどうやって生かしていくか。いま一例だけ申し上げましたが、もう一つ例を加えますと、たとえば国際交流というふうなことがございますが、こういうふうなものをどうしたらいいかというふうなことを討論をして、これは先生方は教育行政者ではないわけですからいろいろお考えになる。私たちは教育行政というところに具体的にそれを実現するためにいよいよお話を伺っている、そういうことでございます。

○宮之原先生 私は、この物の考え方は基本的には賛成なんです。というのは、従来各官庁の審議会というふうなものは、端的に申し上げますれば一つの政策を持っておいて、それを審議会という隠れみのに隠れさせて、すべては官僚が大体大きなあれは書いておいて、それを審議会の議を経たのだという法律をつくっていくというのが、いまの日本の官僚機構の一つの大きな問題点なんです。欠陥なんです。したがって、そういう意味から見れば、そういう課題を与えない、言うならば、フリーな立場から、しかも巨視的な立場から日本の教育あるいは日本の文明はどうあるべきかという問題を議論をされるということは、これは私はやはり永井さんにして初めてなし得るところのもの、構想だと思つて。ただ残念ながら、新聞の囲み記事等に伝えているところによりますと、真偽のほどはわかりませんが、文部官僚の幹部の中には、冷ややかな目で永井さんのおもちゃみたいにしていじっておるというふうな見方をしておると伝えております。私はそうではないと思つておるけれども、しかし、そういうことでは困ると思つておる。少なくともやはり、大臣がそういう巨視的な立場から、いろいろないままでの行きがかりにこだわらないで、いろいろな、さまざま

な意見を聞いてそれを生かそうとするならば、私は名前は懇談会でもいいですが、単に大臣だけ出席するのじゃなくて、終つたらやはりそれらの問題点を首脳部の間でいろいろ議論をし、その中で教育の施策の中に生かす点があるとするならばどうすればいいか、こういうような角度にこの懇談会というものを生かさなければ意味ないと思うのです。でなければ、失礼な言い方ですけども、大臣の寿命というのはいくらも長くないわけですから、いままでのそれそれの――永井大臣は知りませんよ。しかし、少なくともいままでの文部大臣はね。文部大臣の任務が終わったならこれで終わりとすることは私は困るので、こういう一つの物の考え方というものを提起されるなら、それが今後の日本の教育の政策の中に反映できるような方向性というものをぜひともひとつ大臣の時代に打ち立てておいて、それで官庁のいわゆるお役人のおえらいさん方もひとつ真剣にこの問題に取り組んでいただくように、ぜひとも文部省として取り組んでいただきたい、こう思うのですが、そこらあたりの大臣の御決意のほどをお聞かせ願いたいのです。

○国務大臣(永井道雄君) どうも宮之原先生に非常に期待の言葉を言つていただきましてまことに感謝申し上げます。文部省の人々も私以外多数出席しておりますが、あれは大臣の趣味だからといって冷ややかに言っている向きがあるというふうなことが新聞に出たりもいたしますが、実は私は文部省の役所の方が文明懇談会に出たら非常にみんな感銘して、これで直ちに教育政策をやりたいというふうなことで官庁として非常におかしいのではないかと思います。やはり官庁には官僚の立場があり、そしていろいろ考えがあるわけでございますから、私のやっていることに十分の批判を持つべきであり、また、文明懇談会の先生に對してもやはり官僚として生きてきた人生に基づいて毅然たる態度をもって批判すべきものは批判する、そういうものでなければ私は国民に對する奉仕の立場を徹することはできないと考えており

ます。きょうな意味において、私にもどうも話がまだろくくでああいうのは具体的政策に生かせませんねというふうに言ってくれた私たちの文部省の人もおりますが、むしろ、私は率直にそういう意見が出てくることを歓迎いたしております。しからばどがまだるつこいのですかと私が言いますと、なるほどまだるつこいところもあるのでございます。これは学者の集まりですからさうでしよう。そういう姿で私たちは議論をいたしてまいりたいと思っております。

ただ、終局の目的は、先生がおっしゃいましたように、具体的な日本の教育政策をよくしていきたいと思います。私が私たちの務めでございますから、これを怠つてはならないと思ひます。そういう意味合におきましては、文明懇談会はもとよりのこと、国民各位の声を傾けまして、私たちは文教行政を国民のための奉仕の立場において具体的にしていこうというのを理想とし、目的として生きるべきものと考へております。

○宮之原貞光君 次に、具体的な問題に入りたいと思ひますが、十五の春を泣かせるな、いまここの言葉がはやつております。言うならば、第二期のベビーブーム時代に入つてきた。そういう中から、やはり高校の増設問題というのが非常に重要な政治的な課題になつてきておるわけでございますが、この点、文部省はこの問題に對するとこののどういふ基本的な構想をお持ちなのか、まずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(今村武俊君) 公立高等学校の生徒がいま全国のある特定の都市で非常に急増しております。そして、その具体策についていろいろ問題がございますがために高等学校の不足が叫ばれており、文部省としても、あるいは政府としても、その対策に精力を使つておるところでございます。その概況についてまず申し上げ、対策について次に述べたいと思ひます。

○宮之原貞光君 基本的なところだけでいいです。から、時間がありませんから、簡単にひとつお願ひします。

○政府委員(今村武俊君) 今後、四十九年度から五十三年度までの五カ年の計画を都道府県教育委員会からとつてみますと、三百三十余校を増設しなければならぬ計画になっております。このうち昭和五十年年度に建築見込みの新設高校が百七十二校であります。この百七十二校に關する建物の経費を積算の基礎として、五十年年度は三百億円の起債措置を講ずることになりました。昭和五十年年度は一応これで都道府県の計画が実現できることと思ひ、一応は小康を得ておるわけでございますが、五十一年度以降の問題につきましては、単に高等学校の建物というだけでなく、高等学校制度の内容そのものにもわたる問題点を含んでおるようになりまして、五十一年度以降についてはまだ決定的なものを持つておりませんが、單に文部省でも管理局だけではなくて、初中局、管理局の連携の問題として、今後の問題として研究しなければならぬと思つております。そういう状況でございます。

○宮之原貞光君 だから、私は管理局長じやなくて、本大臣は大臣あたりから一番、これは管理局だけじやなくて、初中局にもわたる大きな基本的な問題だけに對答を願ひたいと思つておつたんですが、たとへばこの問題は、御承知のように、大都會を中心とする人口急増地帯に特に大變な問題になつておるわけですね。これは最近いわれる四大紙と言われるところの新聞が高校問題、いろいろなものを特集をやつておるわけですね。その特集記事を見ましても、五十六年に予想されるところのものとして、四十八年に比べて埼玉の一・五二倍を筆頭に、神奈川の一・五、大阪の一・四三、千葉の一・三四等、十五府県がこれは大幅にふやさなきやならないという状態になつてきておるんです。東京の場合を見ましても、都教委は八十八校と、こう言つておりますけれども、高校組の皆さんののはじくところによると、百二十六校が五十八年までにはぜひ必要なんだと。こういうふうに非常に大きな問題が起きておるんですよ。いまの管理局長のお話によりますと、五十年年度は後から

ふえますけれども、三百億の起債で云々、これでまあ何とかなつたと思ひますという答えですけれども、いわゆる文教政策というのはその日暮らしでは私は困ると思ふんです。しかも、もう子供がふえてきて、五年後にはもうこういふふうにくれ上がるといふことは、これは目の前に見えておるわけですから、いまの高校進学率から言へば、少なくとも、将来に對する高校急増に對して文部省としてどういふやばりひとつの方向性、施策というものがなくないことには、これは私は全くどうにもならぬと思ふんですが、その点、再度聞きまされども、五十一年度以降も含めて大臣としてはどういふお考えですか。

○國務大臣(永井道雄君) 五十一年度以降について考へておりますことは二つの面がございます。まず一つは、将来予測でございます。ただいま管理局長から申し上げましたのは、本年度の状況でございますが、今後五カ年間にわたりましての資料というものを各都道府県から資料を集めまして、そして全体の将来予測を行つていくという作業を進めております。

ただ、この場合にも、もう一つの面がございますのは、経済社会五カ年計画当時の経済社会の發展と学生人口の並行増加現象というものがございまして、現在、経済社会五カ年計画それ自身が修正をこうむつております中で、果たしていま集まつてまいります将来予測計画というものをそのまゝ考へていくことが妥当であるのか、あるいはもつと職業社会に早く出ていって学習する人口というものが増大することもあり得るのではないかと。そういう側面についてのもう一つの要素、その情勢を十分に集める必要がありまして、その問題は、主として管理局におきまして、現在調査に基づいて将来予測の基礎的資料を集めていくということをやつております。

他方、高等学校の普及に伴ひまして、高等学校で学習していられる方々が、いままでの指導要領でないしは教科書というふうなものには必ずしも適当でない、もつと実情に合つたものにしたほうがよ

ろしいという声もございまして、この問題は初中局におきまして、そういう問題というものを、これは教育課程審議会でも引き続き御検討願つておりますが、なお、実情をつまびらかにいたしたために、きょう付で視学委員を東京に二人設けましたが、しかしそれだけでは足りませんので、全国ブロック別に視学委員を設けました。きょう付で東京では海後宗臣先生と上田薫先生に視学委員になつていただきましたが、東京だけで全国の情勢を考へていくことは妥当でございませんと考へまして、全国をブロックに分けて、ブロック別に視学委員を設けまして、さうして教育の現場の状況というものを調べていただきまして、それを文部省に集めてくる。そういう方法をとることによりまして高等学校の教育内容というものについての基礎的データを集めていく。したがら入れてもの問題、それから他方では内容の問題、現状におきましては、その両方の材料がございまして、長期計画が立ちませんから、予算編成を指して、現段階においてはその双方の情報を集めるためのチャネルを一応完成して進めておる、そういうところであるということをお報告申し上げる次第でございます。

○宮之原貞光君 なかなか慎重で結構ですと言ひたいのですが、言えないのですよ。これは文部省のいままでの施策を見ても、非常にイデオロギー的なやつは五年展望、十年展望と、与党から言われてほとんど先急ぐけれども、目に見えて明白なやつに對するところの手だてはきわめて明白でございます。何も大臣が経済社会發展計画の長期計画を手直しされておるのだから、それを待たなければわからないと、こつこつしゃつてみたつて、進学率がいまよりも急速に低下するといふことはあり得ないのですよ。これはだれが考へたつて、もういまや高等学校は普通教育になつて、義務教育化といふことまで論争にされておる時代なんです。から、そういうことを考へますれば、この問題も、私は何よりも先に文部省の具体的な手だて

としてやってもならなければならぬことだと思ふのです。

現にあなた、人口急増地帯の中で、もう来年の高校を増設するために一番頭の悩みの用地の獲得の問題ですね。用地の取得をどうするかという問題さえもこれは非常に大きな問題で、すでに小学校、中学校の用地獲得の問題もここで議論されておるとおりです。したがって、こういうものには私は時間をかけなければならぬという理はないと思ふのです。現在のままでいくとするならばすでにこれだけかかる、一応それを想定をする中で一つのやはり具体的なものを組み、予算要求を積極的に行っていくという、その施設に対してきわめて積極的な私は姿勢でなければ、この高校の急増対策問題といふことはできないと思ふのです。たとえば、先ほど管理局長は三百億の起債のワクを云々と言われたけれども、地方自治体に言わすという要求が出ておるのです。これは超過負担の問題とも関連をしますけれども、事ほどさように三百億やりましただろう大丈夫ですと言わんばかりの話では、これは管理局長さん、これでは済みませんよ。これはあなた方は、高等学校はそれは府県の設置の責任だからと言って突っ放せば突っ放せるかもしれない。日本の教育の一つの一番基本的なものの施策の方向としていふところの文部省が、この問題に対して私は余りにも冷淡過ぎると申し上げたい。もちろん文部省は大蔵省には弱いでしょう。弱いけれども、弱ければ弱いなりに、こういう文教委員会等に、実は高校の問題、これだけ金がかかるんだと、皆さん方にも与野党にひとつ協力をしてもらいたいぐらいの積極的な私は意欲を見せてしかるべきだと思ふんです。したがって、私はこういう点から見れば、どうもこの高校の急増対策に對しますところの、いま大臣がお答えになられたところの問題では、また間に合わなくなつて、また来年、また十月ごろになつてまたこの問題を私どもやらなければならぬという形になると思ふんです。その点、も

う少し急ぐような方策をやっていたかどうかの手だてというのに対するとおころのお考えはありますか、意欲のほどは。

○國務大臣(永井道雄君) いま私はこの二つの面を申し上げましたから、非常にまどろっこしく聞こえたかもしれないのでございます。しかし、その一番最初の基本的な集計の問題は、これはもうきわめて早い時期にできるはずで、五カ年の予測計画といふものができますので、その段階におきまして、その五カ年の見通しといふものに基づいてどういふ財政計画が立つか、これはしばらく時間をいただきたいと思います。決して非常に先ということではございません。

○宮之原貞光君 とにかく、これらの問題については、私は緊急の課題として文部省は積極的に急いでもらいたい。いまだ多くの新聞がこの高校の問題を取り上げているといふのは、文部省がこれはまどろっこしいからですね。これはやっぱり世論の背景を受けてそれを急いでもらいたいということとを私は私は要求していることだと思ふんです。たとえば、私学の問題について関連していても、今日、私学の問題について関連していても、今日、私学の考え方、理解する人が多。私学は確かに、大学教育、高等教育に占めるところの私学の問題も後ほど触れたいと思ふすけれども、私立高等学校に對するところのこの急増地帯におけるところの依存度といふものもきわめて高いといふことは、皆さん御承知のとおりだと思ふんです。これは四十九年度の文部省の基本調査を拝見いたしました。私立高校への依存度は、東京では学校数で七八・二%、生徒数で六一・五%、京都で六一・四%、生徒数で四六・七%、神奈川で五一・六%、生徒数で四七・七%、大阪では三九・一%、四六・二%と、これだけでも私立の高等学校におんぶしなればどうにもならぬようになっている。今日のような状態になりますればなるほど、地方自治体の財政の硬直化を云々し、自治省からはまた、地方財政はけしからぬけしからぬというキャンペーンが張られる。こ

ういう中では、もう高等学校に對して、公立の増設をするといふこの資金、財源がないとするならばなるほど、私立高校に對するところの依存度といふものは非常にかさむんです。それを八十億何がしの金を取ったんだからこれで満足なんだと思われたんでは、これはとんでもない話なんだ。

したがって、私は高校急増対策の問題については、この私立学校に對するところの依存度が高けりや高いほど、これに對するところの手だてをどうするかという問題についても、十分なひとつ手だてを講じてもらわなければならぬと思ふ。なお、はしよつて申し上げますけれども、高校の施設の問題も、そういうような急増期であるだけに、非常に施設設備の方では、これは文部省の基準に示されたところ以下なんです。これは一番管理局長がおわかりだと思ひますけれどもね。東京の例を挙げてみても、いわゆる基準以下が普通科では六割、商業科では七・二、それから工業科では六・三と、こういうことです。校庭に至つては、なおほなほだしく基準以下なんです。こういう施設設備といふ問題について、いわゆる条件整備といふ問題について、積極的に私は取り組むといふことが、とりもなおさず先ほど来問題になりましたところの日本の高等学校教育、一番かめになつていくわけですからね。そこに對するところの十分な手だてもできなくなつて思ふのです。ね。こういう問題等について、積極的に来年度の予算要求ではしようといふ意欲のほどがあれば、若干お聞かせ願ひたい。

○政府委員(今村武俊君) 諸般の事情は先生の仰せられるとおりでございますが、若干数字を言わしていただきます。

私学の高校に依存する割合が高いことも全くそのとおりでございます。ただ、国としては、八十億の国庫補助金をもつてそれがすべてではございませんので、地方交付税の増分の基礎で、高等学校以下に對して六百八十六億円の経常費の補助金を考へておるといふこと、そして都道府県が主体となつて高等学校以下の私学に助成をする、そ

の都道府県間のアンバランスを調整するために八十億の国の補助金が計上されておる、これは一言添えて御説明申し上げておきたいと思ひます。

それから各都道府県、と申しましたが、今回の人口急増は、特に東京周辺、関西周辺の七、八の府県における特別な現象が目立つておるわけでございますが、今後、将来の五カ年にわたる土地購入費、それから学校の建築費、それから教員の人件費その他物件費等集計をしてみますと、本当に大変な計数になつてまいります。これが一方、国、地方を通ずる財政負担として考慮しなければならぬ。それからまた都道府県が計画を立てる場合に、中学から高等学校への進学率を九五%ないし九六%を目標にして考へておるといふこと。一方、特殊教育の該当事者といふのが四%弱だと言われておりますが、特殊教育学校に在学者以外の者はほとんど全部高等学校に入るようになっていふといふこと。この高等学校の教育の内容の質的な変化、こ

ういふものがこの数年の間に、あるいは十年以内の間に急激に変化してきておりますので、その質的な変化に對するためには、非常に異常な覚悟が重要でございますが、単にこれは物的側面からではなく、先ほど大臣が言われたように、両面から考へていかなければならぬ問題でございます。近々来年度の予算編成に對しまして省議が連続開かれることになっておりますので、そういう席で、大変に重要な問題として討議されるべき課題になつておるわけでございます。

○宮之原貞光君 お尋ねしたい点がたくさんありますので、はしよつて先へ急ぎますけれども、今度はその高校教育のあり方の問題ですね。私は高校教育の問題の中で特に指摘しておかなければならぬ問題点は、いわゆる学校格差とか、学力格差といふ問題から来るところの多くの弊害の問題だと思ふのです。そこで、こゝしもまた従来と同じように出てきたんですが、都立高校の合格者の五万九千五百十八人のうち、一二・六%に当たるところの七千六百九人の入学辞退者がこゝしも出ておるわけですね。一体、この問題を文部大

な一つの事例だと思ひます。したがって、私はやはりこの職業高校のあり方という問題はもう数年來叫ばれてきておるところの問題ですけれども、少なくとも、現在の職業高校のあり方というもののについてはもう抜本的なやっばりメスを入れる必要があるんじゃないか。その一つは、大体もう入学するときに子供が余り入りたがらない好ましくないと思うところのやっばり時代が始まっているんです。これはよく言われる富山の三七体制の問題、事例だけじゃないですけどね。テストによって中学のころからもう仕分けをされて、それで大体商業あるいは農業とか、工業というふうな仕分けをされていく。あるいはまた入っていくと専攻の科目がもうすぐに決められる。それで工業科では専攻科目は百を超える。農業科でも五十近く、全体でよく言われておるところに二百五十七もあるというこの小分科ですね。この問題、あるいは大学への進学をする場合に、いわゆる教育課程の問題と関連をして全然進んでくれないというこの袋小路の問題、非常に多くの問題点を持つておる。これらのやはり問題点が先ほど一つの事例として上げたところの事を私は引き起こしておるところの大きな要因だと思ひます。政府としては、この職業高校のあり方、職業課程のあり方という問題について、どういう方向でこの問題については是正の手だてをしようとお考えなのか、まず物の考え方を聞かせ願ひたい。

○國務大臣(永井道雄君) 職業課程の問題は非常に重要な問題であるにもかかわらず、いま先生が御指摘のような諸問題が呈出していることは、これ私が改めて申し上げるまでもないところでございます。審議会におきましてもこの問題を引き続き検討してまいりまして、昨年まで出ましたところでは四つの問題点というのがあるわけでございします。一つは、学科を小さく分けてしまひますという、いま先ほどの先生の事例もそうだと思いますが、非常に特定の技能というものに結びついてまいりますから、産業構造の変化に伴ひましてより柔軟に対応していくことがむづかしい

ということ、つまり小学科にしては困るということ。二番目の問題は、基礎的な教育が重視されていなかったということ。三番目の問題といたしましては、実験、実習というふうなものがこれまで十分に重視されていなかったということ。最後の第四番目の問題といたしましては、いわば職業課程にまいりますと、袋小路になつてしまひました。大学に進んでいくときに大学の方の入りの方がそういう人達を受け入れないようになつてしまつておるという、いわば四つの問題点が指摘されております。

そこで、この問題点というものを踏まえまして問題解決の方法というものを求めなければならぬ。第二回の審議会ではこの四つの問題点というものを掘り下げまして、その解決の方向というものを求めることの御審議をお願いすることになつておりますが、私たちの考え方も、この御審議の基本的な方向、以上申し上げました四点というものはきわめて重要であると考えますから、そうした方向に基づきまして行政にこの問題点の指摘と解決のあり方というものを生かさなければならぬと考えております。

○宮之原眞光君 その問題点は、私も大臣が指摘されたのは問題点として理解できるのですがね。もう私は初めから職業課程と普通科課程と入学時から截然とこう分けて、その真ん中の者がどうもやっばり行き来できないというふうな、いまのやはり高校教育、この教育課程のあり方という点でもうメスを入れていこうじゃないかと思ひます。それで、少なくともこの共通の基礎教科ぐらいは一緒にして、あるいは、たとえば自分は専門科目としては農業とこう選んだけれども、どうもやっばりみてね、これはこっちの方、商業に移りたいとか何とかという、ある程度この専門課程の間の行き交いもできるような、これはまあもちろん大学に行けばなおそういう問題もあるわけですが、もう高等学校も、言うならば、私は世の中にあるところの総合制高校とまで申しま

せんけれども、そこあたりはやっばりめどを目標にして、この言われておるところの問題点のよさを積極的にやはり取り入れていくという姿勢を示さない限り、この問題は私は改善できないという気がしております。たとえば、先般の産業教育強化調査委員会ですが、ここでもあ一つの問題が出ておる。そうすると、ここでも一つの問題が出ておる。言うならば、現在、たとえば、農業の教育課程の中でも四〇％はカットできるのだとかあるいは工業や商業の場合の三十六科目も二十四ぐらいの科目に減らすことができるのだということさえも言うておるのです。それならば、やはりこういうことも踏まえた中でやはり普通高校とやっばり職業高校との接近を図る中で、もう少し有機的な高校教育というものができるようなやはり方向を私はもう積極的に検討する時期に来ておると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○國務大臣(永井道雄君) いまの問題について、教育課程審議会でも検討していることでございします。政府委員の方からお答えさせていただきます。

○説明員(奥田眞文君) 現在、教育課程審議会は小中高の教育課程の改善につきまして審議中でございしますが、高等学校の教育課程につきましては、その審議の中でも一番大きな問題の一つに考えられております。現在までのところ、総会におきまして太所高所からいろいろ御意見が出ておりますが、いま先生御指摘のような御意見も審議の過程においては出ておりました。たとえば普通教育を主とする学科、つまり普通科でございますが、高等学校の普通科とそれから専門教育を主とする学科、つまり農工商水産等の職業関係の学科とございしますが、そういう両学科の、まあ俗な言葉ですが、歩み寄りを検討すべきではなからうかというやうな問題、あるいはまた、高等学校の生徒も普通・職業すべてにわたつて共通に学ぶべき教科科目の内容等について、教育課程のいわゆる編成の仕方あるいはその教科科目の履修の仕方、こうい

うもの。さらにその際の単位の数、こういうものについてもより一層改善すべきである。あるいは教育の内容につきまして実習とか体験を非常に重視して、そういう体験学習ができるような教育内容あるいは学習活動を展開すべきである、こういうふうな意見がさまざまな角度から出ております。教育課程審議会といたしましては、全体的に小中高を通じた形において教科科目のあり方を検討いたしますとともに、さらに、職業教育に関する改善会議というものが別途持たれておりまして、そこでもつぱら職業教育の改善のあり方について検討されております。その内容は、ただいま大臣が申された内容が主要な観点でございしますが、そういう点について検討がいま審議中でございします。これが詰まれば、いま申し上げたならば、その教育課程審議会の方で職業教育の改善会議の方からの報告等を受けて総合的にこれからの高等学校教育の教育課程の改善の基本方向をまとめ、こういう段階になつております。

○宮之原眞光君 いま奥田審議官から話がありました教育課程審議会ですね、新聞は、近くまあ総合的なまとめを行つてその後、課題別的小委員会でも具体的な作業に入るのだと、こういうふうに出る昭和五十一年秋ですか、まあ教科書が出るといふ五十五年までの間に大体どういふ時期的なめどの中でこの問題は最終的なまとめに入るのですか。まず、日程的な問題を少しお聞かせ願ひたい。

○説明員(奥田眞文君) 教育課程審議会の今後の日程でございしますが、ただいまのお話のように、総会で大所高所からの一般論が大体終わりました。その中で特に重要な問題につきまして、さらに、専門的に少しく深く精細に審議する必要がありますという問題が二、三ございします。いまお話のように、課題別検討委員会というやうな専門委員会をこれから二、三ヶ月かけて、専門委員会その課題について専門的に審議する予定になつております。その専門委員会の課題別の検討が終わ

りましたら、これを総合的に小学校段階、中学校段階、高等学校段階と、それぞれ学校段階別に全体の教育課程、教科科目につきまして、各学校種別の分科審議会が具体的な改善方針が審議されまゝ、それが大体このところから始まる予定しております。そして各学校段階別の具体方針がまとまりまして、それがいわば教育課程審議会の答申案としてまとめられてくるのが恐らく来年のいままではなからうかと思っております。そういうまとめができれば、これを答申案として中間発表いたしまして、一般の意見を広く聞きまして、その中間案に対する意見、改正意見、こういうものを十分に聞いた上で審議会として最終的には来年の秋に答申をする、こういうのが審議会の方の日程でございます。

文部省の方はその答申を受けまして、直ちに学習指導要領の作成作業を文部省として実施いたします。これは大体小学校、中学校、高等学校、それぞれの学校種別に学習指導要領というものができておりますので、その作成作業にかかるわけでございますが、まずは小学校の方からかかりますと、それが一年ないし二年かかります。学習指導要領というものが告示されまして、今度は教科書の作成作業が起るわけでございますが、教科書の編集、検定、採択は約三年かかります。そういう日程を見ますと、たゞいまお話のように、昭和五十五年から新しい教科書を使って小学校の新教育課程の実施ということになるわけでございいます。しかしながら、それまでまだ大分期間がございいますし、さらにまた、学習指導要領というものが告示されてき上がりまして、これに基づいて教科書はまだできていないけれども、現場の各学校における学習活動においては、改訂された教育課程の方向に向いて学習をすること、これは私も移行措置と呼んでおりますが、スムーズに新教育課程に移らせるために準備期間を用意しております。それが大体小学校で申しますと五十三年からいから五十三、四年、五年と三年間ぐらい準備期間を持ちまして、そして新しい教科書がで

きれば一勢に新教科書に移っていくと、こういう段取りになっておるわけでございます。したがって、五十五年から新教育課程で改善、改訂されるということにはなるんでございいます。現場の実際の学習におきましては、五十三年から新しい教育課程の方向に向いて、移行措置としてやはり学習が展開される、こういう段取りになっております。

○宮之原貞光君 近く総合的なまとめが出ると思われる教育課程審議会の審議されておるところの特徵的な問題点というものは説明できせんか。詳細に述べてくださいとは申しませんが、たとえば、こういう点が問題になっておる、それはもちろん奥野前文相時代に答申の問題点は提起されておるわけですが、ですけれども、その問題点に沿った非常に特徴的な問題点があったらばちよつといまお聞かせ願いたいのですが、現在の段階で。

○説明員(奥田真文君) 教育課程審議会に對しまゝ文部大臣の諮問の中に三つの大きな観点がございます。高等学校の教育内容、それから十二年間の一貫した教育内容、それからもう一つは、教育内容の精選、こういう大きな観点がございます。今後の教育課程の改善の中心的な課題もまさにその三つの方向から見られておまして、どの教科も、たとえば国語にしろ数学にしろ社会科、理科等におきまして、十二年間一貫の教育内容構成をしよう、あるいはまた、その中に盛るべき事項は、基本的な事項あるいは基礎的な事項に徹底的に精選した内容を盛ろう、こういう方針はもう共通理解になっております。

その方針に基づきまして各教科のあり方を検討、審議されておるわけでございますが、今日までの中でも特に学校段階ごとに見ますと、小学校の低学年の学習のあり方、あるいは低学年の教育課程、これにはいろいろな角度から、学校教育の基礎ではあるにかかわらず、現行の教育課程に問題点がある、これについて一層精細な審議を必要とする、こういうような問題が一つあります。

それからまた、中学段階におきましては、中学校の教育課程の編成の仕方では必修教科と選択教科というものが設けられておるわけでございいます。が、現実の学習実態をなめると、職業に関する教科の選択というものはほとんど行われておらないような状態にありますので、必修教科と選択教科のあり方について一つ大きな問題として取り上げられておるわけでございます。

中学校の教育課程は当然高等学校の教育課程と非常に連携がするわけでございしますが、高等学校の教育内容につきましては、先ほど来問題になっておりますように、多くのほとんどの者が進学する状態にあるから、いままでのように一部の者あるいは選ばれた者だけの教育内容として置くのではなくして、全体的に見直して、そして必修教科として特に普通科、職業科を通じ、共通に必修すべき教科科目は何か、その内容はどういう程度、範囲を用意すればいいか、こういうことが中心問題となって審議されることになっております。それからまた、高等学校のそういう用意された教育内容、教科科目をどのように履修させていくかと、こういうことも大きな問題になっております。

○宮之原貞光君 審議会がブロック別の懇談会をやっておりますが、その際に、たとえば指導要領の内容が非常に盛りだくさん過ぎるとか、とにかく授業日数の二百四十日というのは世界で一番多いんですから、これを西欧並みに二百日ぐらに減らせという声が圧倒的だということをお聞かして、あるいはまた、そういう問題については、たとえば授業日数を思い切つて減らして精選をするとか、これは共通の理解になっていませんが、どうか、これは共通の理解になっていないんですか、どうですか、そこあたりは。

○説明員(奥田真文君) 授業時数につきましては、いまお話しのような観点からも再検討を要するということで審議会の重要課題になっております。ただいままで出ております御意見の中では、いまの授業時数を少しく学校にゆとりを持たせ、また、それぞれの学校でいろいろな地方の実情に応じて学習活動ができるように少しくゆとりを持た

せる必要があるんじゃないかというような観点から、授業時数はいまよりも縮減した方がいいんじゃないかと、こういう御意見が多く出ております。それからもう一つ答えさせていただきますが、地方のブロックの懇談会等におきましても、授業時数につきましては、いまのように縮減した方がいいんじゃないかという御意見もございいます。しかしながら、また、それに対して、いまの授業時数でもっと中身を精選してしっかり学習を定着させた方がいいと、こういう御意見もございいます。

○宮之原貞光君 ただ、その授業日数を私は減らせという声が圧倒的だと理解しておるんですよ。ただ、それぞれの教科になると自分の教科エゴを出して、授業日数は減らせ、自分の教科だけはふやせという意見があるというところは、それは一つ大きな矛盾点ですけれども、やっぱりあるというところは私も理解してはいますけれども、いまの授業日数を絶対に確保しようということぐらいの物の考えで、先ほど来問題になっておるところの教育内容の先生の詰め込みをやめようということの中からは、私はやっぱり教育の方向性というものは出てこないと思ひます。

もう一つ聞きますが、この教育内容の精選の一つの方向の問題として、小学校低学年をいわれる読み、書きそろばんと申しますか、そういうものを主体にして、たとえば理科とか社会科というものを思い切つて減らせ、廃止せよ。こういう意見があるんですよ。現に、全国の連合小学校校長のアンケートにもそういう賛成が多いみたいですが、ね。こういう問題はみんなの大体のおおよその意見としてまとまっていますか、どうですか。そこらあたりどうですか。

○説明員(奥田真文君) ただいまの問題は、先ほど申しました課題別検討委員会、より専門的に精細に審議をされる予定にいまなっております。たとえば低学年の社会科、理科の統廃合がいいという意見もございいますし、また、やはり全人的教

育を図っていくには社会科、理科等を廃止してしまふということは望ましくない、こういうような意見が両論ある段階でございませう。そういうわけで課題別検討委員会より一層精細に審議する、こういう予定になっております。

○宮之原貞光君 問題は審議会で議論されておる問題でございませう。それは余り中身をはつきりしてもらうように言つてみたつて無理かと思ひますがね。これ以上はもう申しませうけれども、これは大臣にお聞きしたいんですが、三月十二日の新聞報道ですが、審議会が四人の教育学者の意見を三月十一日に会合があつて聞いたようですね。その中で一人を除く他の三人が異口同音に現在の指導要領は拘束性がきつて強いつつ、もう少しこの問題について現場教師を信頼をして自由裁量の幅をうんと広げたらどうかと、こういう意見が四人のうちの三人から、いわゆる教育学者として在野の審議会のメンバーでない皆さんから出た。私は、これは正論だと思ふんですが、また言われてゐる、指摘されておつたところの問題点ですがね。この問題について大臣としては、これは少なくとも審議会の問題じゃなくて政策の問題としてのやはり大臣として、どうこの点をお考えになりますか。

○国務大臣(永井道雄君) 拘束性が強いというふうな問題は、それは三月十日の四人の先生のうち、お三人が指摘されたのは、先生の御指摘のとおりでございませう。これは私は見方として次のような観点も大事だと思ひます。指導要領というのはいさぐちかなり基本的な問題を示しておりますから、したがひまして、それを現場で生かしていくという場合に、いわば批判的活用というふうな角度がやはり出てくるんですが、私は望ましいと思ひます。ですから、しかしながら他方において、やはりまた基準というものがあつて、これが、この全国の日本の教育を高めていく上では望ましいのではないかと。そこで基準を示すとすぐそれが拘束的になつてしまふということでは、それは非常に困るわけで、基準があると同時に批判的

活用というものがうまくそれと結合していくことが望ましい。ただいま先生がお挙げになりました四人の先生のうちの一人である上田薫先生に、きょうから視学委員をやつていただきますが、上田先生にも以上のような指導要領の生かし方などの問題について、われわれ教育行政に携つておられます者に対して、どういふふうな形で基準というものを重んじながら、しかも各教室においてそれを活用していくかということについて、いろいろな角度から現場の観察、そして経験に基づいて、どうやっていくかということについて教えていただきながら進んでいきたいと思つてゐるわけですね。

○宮之原貞光君 私は、この問題も今度の教育課程が全面的に改定されるところの段階の中で、もう一回やっぱり検討してみよう必要があると思ふんです。これはもう大臣も御承知のように、従来、三十二、三年までは指導要領案であつたわけなんです。ガイダンスですね。それを当時のいろいろな政治情勢も反映したでしよう。それはもうとちやつて非常な拘束性を強めてゐる。拘束性が強いという人とかそうでないという人もおるのですね。けれども、これは上層部はそう思つたつて、下の方はそう思ふわけですから、拳拳服膺してゐますよ。はしの上げおろしまでです。しかもそれに基つて教科書がたたくさん、盛りだくさんのものがつくられてゐる。教科書もそれは先生の裁量権があるのだというけれども、これだけ受験競争が激しければ、教科書のどこから出るかわからぬだけに、その教科書をみんなやっぱり教えるんですよ、これ、自然に。そういうやはり非常な悪循環を来しているんですよ。私は一つの基準というものは全廃せよとは申しませう。しかしながらやはり大枠だけを決めて、これは一つ自主的にこのところは裁量を働かして生き生きとした教育をやると。このところにもメスを入れないで、私はこの問題は今のままにしておいて、幾ら教育課程審議会が下の意見を聞いたといつて簡素化をし、精選をしてみたつて、いまの問題の抜本的な解決は

できないと思ふのです。したがつて、これは大臣、直ちに答へてもらいたいと思ひますが、これだけでも、十分ひとつ意にとめて、この問題については真剣に検討してもらいたい、こう思ひます。その点は検討するのよろしうございませうね。

○国務大臣(永井道雄君) 十分に検討すべき問題だと思つております。

○宮之原貞光君 次は、大学関係の二、三の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、これはこの大学関係の問題と関連をした、いわゆる先ほど来申し上げたところの受験教育態勢、この問題の根本は、私のこれは持論でもあるんですが、これも、学歴社会の問題が一番ネックになつておるといふことは御存知のとおりです。しかも、この点は、大臣も在野時代から指摘し、いまでもそれを強調されてゐるんですが、私は、ここで改めてお尋ねしたい点は、その永井さんを任命されたところの三木さんの物の考え方が、私はどうも腑に落ちないんですね。これはこの間の予算委員会などのところの問答を、大臣もそばでお聞きになられたと思ふ、いわゆるこの学歴社会の問題について、依然として御自分のことしか考へない。私は私学の出身ですから、私学の人は初めから官庁などには入りませう。官僚には魅力がありません。したがつて、いまの言われておるところの官庁の学歴社会という一つの指摘されたところの問題点は、あれは能力主義なんだから、力があつて入つたんだから仕方がないんですよ、こういうやはり物の考え方はなんですか。

〔委員長退席、理事久保田藤麿君着席〕

これでは一國の総理として、今日の御自分のそれは物の考え方、自分として初めから民間を選ばれたとか、政治家を選ばれたといふのはわかりませう。しかしながら、少なくとも、永井文部大臣が幾らわらじがけで、いわゆる民間の会社に行つて、学歴社会というもののについて打開するところの方途をやつてくれと云つて言われても、それだけでは私は困る。同時にやはり今日の官僚機構の中の、東大をピラミッドにしたところのこのやはり学歴

社会体制というものにメスを入れない限り、この問題に対処するところの抜本的な私は手だてというものが出てこないと思ふ。けれども三木さんは依然としてそういうものの考え方。この点は、前の田中さんの時代とまさに百八十度違う物の考え方。その点、私はこの間の三木さんの私の質問に對しての答弁を聞いてがっかりしたんですが、大臣どうですか、それは言いくいかもしれないですがね。これちよつと私はやっぱり三木さんは、物の観点を間違つておるんじゃないだらうかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(永井道雄君) 別に言いくいなくないでございませう。三木総理大臣は私学を出られた。そして明治大学でありませうが、そういう明治大学とかあるいは早稲田とか慶応とか、非常にはつらつとした私学の時代の方であります。そして政界に出られましたが、そうでない人もいろいろおり、やはり私は当時の日本の私学というものは、非常にはつたつとしていたものだと思います。その信念に基づいて生きてこられた方の一人でありませうから、やはりそういう伝統というものを後の世代に伝えたいという意味において自分は私学出だ。しかし、いわゆる官尊民卑の事大主義をとらなかつたといふことを言われることは、

〔理事久保田藤麿君退席、委員長着席〕

非常に意味があると思ひます。ただ、私がそれとまた同じ考えをとるかといひますと、そういうことも非常に意味があると思ひますが、それだけで足りないといふのが現状だと思ひます。そこで、問題はどうかというところになりますと、先生御指摘のように確かに企業だけに話すのでは足りませう。官庁においても公平の原則というものはきつめて重要でありまして、そこで東大出でない人の方が何らかの公平でない原則によつて有利になつてしまふということがあつてはならないと思ひます。しかし、公平の原則に基づいてここを出ている人も本当に力を生かし得るようには私はなつていかなきゃならないと思ひます。また、先々週になりますけれども、労働省と文部省と連絡会

議をいたしまして、今後のブルーカラー、ホワイトカラーの問題に関連いたしまして、労働省の方にもいまだホワイトカラー、ブルーカラーとの間に学歴並びに賃金格差がきわめて顕著でございまして、そういうものを是正していきたい、そしてそれを学校教育の今後のあり方と関連していきたいということでありましたので、私たちが全くその点は同じ考えでありますから、いまの学歴主義に対応してまいります上には、三木総理のような御年輩の方が、かつて自分たちが信じてきたそして自分らの私学の時代の信念というものをやはり若い世代に伝えようと思つて努力されることも大事である、その方たちが自分らは誇りなき人生であるというようなことを言つたのでは非常に困るのであります、私はやはりその信念は貫いてほしいんですが、他方、われわれや若い世代に属します者は、現代の構造の中で企業、官庁あるいはブルーカラー、ホワイトカラー、そうした問題全体を踏まえまして、そして社会における学歴主義偏重、そういう方向というものを打開しながら学校教育の方向を変えていかなきゃいけない、かように考えております。

○宮之原貞光君 私は、いま大臣が指摘されたように、総理がどう否定をしようとも、日本の社会体制が今日では東大を頂点とした典型的な学歴社会であるということ、これは否定できないと思うんです。私は、そこからいわず東大解題論というものが出てきておる。ナショナルの松下さん、ソニーの盛田さんあるいは亡くなられたところの川端康成さん、こういう財界あるいは有識者の多くの中から解題論が出ておるんです。これはそのねらいはまた松下さんの一風変わったものですが、いろいろな独特のものがあると思つていただけます、少なくとも、やはり私は東京大学のいわゆる学問研究のレベルを高めようと言つていふんじやない、しかしながら、東大を出なければ高い地位にいけない、すべてが東大へ東大へという物の考え方の今日の学校、高等教育体制というものは思い切つてメスを入れる必要がある、こう思つ

ておるし、またいろんな、大臣がよくテレビ等で言う富士山よりも八ヶ岳をというのねらいはそこにあるんじゃないだろうか、こう見ておるんですが、したがって、これは先般の新聞にも出ておつたんですが、いまのようなものをやはり一つ一つ政策の中に生かしていく必要がある、とするならば、今後の日本の高等教育のあり方の問題についてこの大学の格差是正と申しますが、東大中心というか、その頂点主義というものには相当思い切つたてこを入れる必要があると思つて、それはもちろん抵抗もあると思つて、私はいまの永井さんの時代にこそこの問題を手がけるべきだと思つておるんですが、その点について何か物の考え方があればまずお聞かせ願ひたいと思つておる。

○國務大臣(永井道雄君) ただいま宮之原先生の御指摘にありました東大を偏重する傾向というものをどうしていくか、これはもちろん社会における問題が一つであります、大学改革の中においても生かしていきたいと思つておる。ただ、ここで誤解がないためにまず最初にお断りしておきたいことは、大学改革を行つていく場合に、われわれ文部省としても当然いろいろな施策を必要といたしますが、同時に、大学それ自体における改革の意欲、御努力、そうしたものを尊重しながらわれわれは大学改革というものを進めていく考えてございまして、さて東大とか京大とか、そういう日本の主要都市における主要大学との問題に関連して考えておりますことは、やはり地方大学の整備充実の問題でございまして、現在わが国の人口の上では二〇％を占めております大都市における高等教育機関の数を申しますと、人口二〇％のところには四〇％が集中しておりますから、そういう状況というものはどう考えても変えていかなければならない、そこでどうするかといふこと、やはり地方大学というものを拡充すること、これが一つの重要な方向であるとわれわれは考えております。そこでわざわざございましてけれども、昭

和五十年度の入学定員の増員措置について、東京都について見ますと、東京は減つておりますが、その他の地域では二千三百五十五人ふえておる。こういう方向は各大学においてもだんだん考へておりますし、また、文部省がお願いいたしております高等教育懇談会あるいは大学院問題懇談会においても考へておられますので、こういう方向を強めていくというのが富士山よりも八ヶ岳の向でございまして、しかし、他方、それだけで足らん足らん足らんから国連大学という問題、これは国際的な問題でございまして、大変時間がかかりますけれども、これは重要施策といふべきけれども、この九月から東京に本格的な本部をつくりまして、これを将来は日本における重要な大学、まあ世界的にも重要でございまして、そういう大学にしていきたいと思つておる。

また、私学につきまして、私学全体の財政的基盤というものを強化することが大事であることは申すまでもございせんが、しかし、他方におきまして、非常に特色のある私学というものを何とかして強化したいという考えがあるわけでございまして、先ほど先生が御引用になりました上智大学の場合にも、必要でございましてその詳細について御披露申し上げますが、上智大学がきわめて特色ある教育を行つておるということを私たちが判断いたしまして、上智大学につきましては他の大学にないような姿のその特殊性を助長するそういう補助を行つておる。したがって、まだ八ヶ岳はできておりませんけれども、小さな二つ、三つの峰は少しづつつきあがりつつある。こういう方向というものを強化していきまことにによりまして、最終的にはわが国に幾つかの峰というものがあつて、そこに特色があつて、若い人たちが生きがいを持っていろいろな大学に行き、また、そこで誇りを持って学習をしていくというふうにならなければならぬと考えているわけでございまして。

つのない答弁ですけれども、私がお尋ねしておるのは、そういう一般論に埋没させるんじやなくて、ちよつとあなた予算の面でもそうでしょうか、たとえば四十八年度の決算を見ても、国立大学でも、四千八百二十億のうち三百九十億が東大、二百三十億が京大という予算の投入の仕方を見たら、これは何と申しても東大偏点主義です。いまの局長さんの中では、みんな東大ですから、木田さんだけが京都でしようが、まあ、もちろんそれだけの理由からじゃないんだけれども、とにかく東大へたくさんつければいいというこの物の考え方から変えていかなければ私はおかしいと思つておる、やるとするならば、なるほど大臣の言われた私立大学云々もよろしい。しかし、それならば、いわゆる来年の構想の中から、そういう頂点的な物の考え方ではないとするならば、いわゆる地方大学の拠点になるような特色のあるところの大学に予算を重点的に配分するぐらいの思い切つたやはり施策というものをやらない限りは、私は、この問題はまた百年たつても同じことになると思ふ。それぐらいの強い積極的な意欲を大臣はお持ちでしようか、どうでしょうか。このところを私はお尋ねしているのです。どんなものでしょう。

○國務大臣(永井道雄君) 東大解題論という議論がございまして、私はこれはとりません。しかしながら、東大に対して、ないしは京都大学、これは実は私は両方ともいままでおりました旧職員でございましてけれども、しかしながら、そういう大学における重要な研究、これは尊重していかなければいけません、しかし、今後そういうものを拡大していく方向ではない、解体という意味ではございせんが、拡大していく方向ではないといふことは申し上げてよいと思つておる。しかれば具体的には何かのことはどうかといふことであります、私はこれは非常な方向転換が必要だと思つておる、しかしながら、なかなか簡単に全体の方向が変わるといふことではなく、ちりも積もれば山となると申しますが、実はわが国の東大頂点の学校教育体制もちりも積もれば山となつたわけでござい

すから、今後私たちは根気よく努力していかねばならないと思ひます。

地方大学について申しますと、広島大学は総合科学部を設置いたしまして、そして非常に特色ある一般教育をやっておりますから、これを私たちがぜひ助けたい。また、北海道大学は法学部の再編成をやっておりますから、これも私たちが重視していきたい。大阪大学は言語文化部、名古屋大学は語学センターをつくっておりますから、こういうものはきわめて重要なものと考へていきたい。東京工業大学において総合理工学研究科ができましたから、こういうものを予算の側面を含めまして重視していきたいという考へでございす。また、上智大学のことを具体的に申しますと、実はこれは先生方にもぜひ御理解願いたい点であります。あそこ外国人の神父さんが百二十人おります。そして、それらの方は二十四カ国から見えてくるわけですから、また、外国人学生が千人おります。それは五十カ国から来ております。そして、その国々が社会主義、資本主義あるいは高度工業化あるいは開発途上の別を問わぬ世界各國から見えてくるわけでありすが、そういう中で、日本の学生諸君が非常に重要な経験を持つて勉強しておりますが、実を申しますと、その百二十人の神父様方は妻子を持っておられませんか、毎月自分の給料の約半分を大学に寄付しておられるわけでありす。その寄付の総額は、昨年度の会計年度では年額二億円になりました。その二億円によって上智大学が改善されてきたというのが実情であります。私は、日本が高度工業国家であり、GNPの面におきまして世界的に相当高い場所にあるといひますのに、なおかつ外人の寄付によって特色ある教育というものがあるべきものであると考へましたから、そういう大学については全くいままでの寄付に値しますものについては文部省が積極的に補助をする。そして、特殊な、特殊性を持った教育を強めていただくということをもうすでに決定をいたしました。

た。そこで、そうなつて一体東大がどうなるのかという、この教育の問題につきましては、それは本四葉橋のようなふうに一つのことをやれば明日結果が出るというわけのものではないので、そこに一つのむずかしさはあると思ひますけれども、私は根気よくわれわれとして努力をいたしまして、そしてわが国のいろいろな場所に、わが国民には大変な実力がございすから、その特殊性というものを生かすために根気よく努力をいたしていただきますならば、必ずや多様な峰をつくることのできる。それを一挙に本当に変えてみせるというようなことができませんのは残念でございすが、しかし、他面考へますのに、また、そうしたことはかえつて弊害を伴うこともあり得るのでございす。でありますから、私としては、着実にそうした特殊性あるいは地方大学の強化、そうしたものを重んじて、具体的に案を上げていくこととで、決して先ほどから申し上げていたことは一般的な方針ということだけを申し上げていたのではないというところはここでぜひ御理解願ひたいと考へております。

○宮之原眞光君 地方大学を充実をしていくというの原則的に賛成ですが、そのことと大臣が在野時代に書かれた大学公社論とはどういう形になりましたか、いまのと組み合わせて考へてみた場合に、ちよつと所見を伺ひたい。

○國務大臣(永井道雄君) 実は私、大学公社論というものを考へましたのは、大学をもっと開放的にして大学の先生方だけが大学を運営するのではなくて、社会の人も取り入れるということが一つ。それからもう一つは、経営上も責任を持つて、そして彈力的に経営をしていく、それから長期計画を自分自身の力で持つというようなこと、そういうことを眼目としたわけでございます。

実を申しますと、それとは同じ案が中教審答申の一部にも取り入れられてまして、さらに、民社党もほぼ同じ案を提案されました。それからほぼ

四、五年を経ているのでございすけれども、この案というものを検討したことがいろいろな場面であるのでありますけれども、どうも実つてきていないというわけでございますから、いま私は、この地方大学などをつくり上げる上で必ずしも大学公社案という前の考へにこだわつてやっていると考へてはありせん。しかし、前のような形で大学の構造というものを引き続き考へていくことは大事であると思つておりますから、今後私の議論のどこが足りなかつたかというところは勉強したいと思つておりますが、地方大学の充実というところでは必ずしも大学公社案と結びつけては考へておりません。

○宮之原眞光君 私も公社論の地方住民に大学を開放する、こういう基本的な考へは結構だと思つ。しかし、私に端的に言わしめれば、大臣がわかりやすい言葉でいわれるパ・リーグとセ・リーグとか、あるいは新幹線と在来線というような言葉を使われて、別個の構想で大学を、今度新しいイメージによつてこの大学の地方につくっていくのだという、これは田中さん時代の、あの人のあの列島改造論の中ではやつたかもしれないけれども、いまのような中では、私はちよつとこれは構想が實際的じゃないと思ふんです、物の基本的な考へは同じにしても、それだけに、私は現在をするところの地方大学をどのようにしてやはり充実をさせていくか。いわゆる駅弁大学といわれるぐらゐ大学の数は多いのですから、これをやつぱり相当充実するという視点がとられるべきだと、こゝろ思ふんです。その場合に、ただ画一的ないわゆる地方大学の充実論でいいのかどうかということについては私も疑問を持つております。

たとえば、四十九年度の都道府県の高専教育の進学状況を見ると、東京が五九・五％で最高、最低は青森の一八・一％。同年度の進学者の県外流出率は滋賀が九四・一％です。それで最低は東京の一・六％。同年度の学生の地域分布を見ると東京地区が四二・六％、京阪地区が一六・九％。また、同年度の専門分野の学部の分布状況を見ますと、

教育学部以外は非常なアンバラが出てゐる。こういうような状況でございども、私はやはり地方大学の充実といった場合に、それぞれ、ただ総合大学にみんなすればいいんだと、そういう考へ方ではどうだろうか、そういう考へ方では問題があるんじゃないだろうか。この点は、現に清水義弘さんの著書あたりにもこの問題には疑問を出してあります。少なくとも、それぞれのやはり地域の特徴のある大学で、農業ならたとえば鳥取の大学に行けばこれはやはり最高のものがそこで勉強できるとか、あるいはそのうちの林業がどうだということ、何も私は戦前のそれぞれの高等専門学校の例を言うわけじゃないですけれども、少なくとも、やはり地方の大学にもそれぞれの特色を持たせたとこの大学のつくり上げていくということこそが、いま申し上げたところの学生の分布状態を変え、県から流出をしていくという人間を防ぎ、あるいは各県間の学生の交流というものがやはりできていくところの問題点になるんで、そこらの問題はやつぱり十分踏まえて検討するところの問題点じゃないかならないと、こゝろ考へてゐるんです。その点、大臣の考へがあればお聞かせ願ひたいと思ふ。

○國務大臣(永井道雄君) この点、具体的に大学局長から御答弁申し上げます。

○政府委員(井内慶次郎君) ただいま宮之原先生から府県別の高等教育への進学率の御指摘もございしましたが、高等教育に進学します子供たちの出身高校別に府県別の進学率を見ますと、五割以上から二割弱までのところに差がございす。ただいま御指摘になりましたような府県別に見ました進学率の状況、また府県別、ブロック別に見ました専攻分野の構成の状況、こゝろいったものを特に今回国立大学にも具体的な数値をつけて全部示しまして、各大学の方で明年度以降の予算を、予算と申しましようか、明年度以降の国立大学の計画を練つてまいります際にも、ただいま申し上げましたような数値を具体的に踏まえて、各大学がそれぞれの特色を出し得るような案を検討してほし

い。その際は、各大学個々だけでは足りないかと思ひますので、大学相互間が学部ごとにやはり相互にプランを練り合うということも必要であらうということも特に注意をいたしまして、各大学の方で目下検討を始めていたこととしていこうとさせていただきます。

先ほど大臣からお答え申し上げましたように、地方国立大学の整備充実の問題は、幾つかの計数なり、幾つかの方針を文部省から示して、それを大学の方に提供し、大学の方で具体的にそれを検討して文部省の方に持っていく、そういう行き来を相当やりながら具体的な案を練り上げてまいりたい、そういうことでただいま仕事を展開しているところでございます。

○宮之原貞光君 時間の制約がありますから先へ急ぎます。

大学臨時措置法の問題です。先般、予算委員会が私が質問したときには現在検討中ですということだったので逃げられておる。ところが五月四日の各新聞を見ると、政府は延長もせず、あるいはまた継続も、新法に基づくところのものもしないで、そのままやりつ放すんだと、こういう方針であると報じられておる。これは私は非常に問題があると思ふんですよ。去年の衆議院本会議では、これは大臣ですか、「通常国会では何らかの法的措置をします」と、こうお答えになつておる。これをそうやっておいてそのままやりつ放しておいて、今度はそのまま置いておくんだというのは、私はこれは無責任きわまる話だと言わなきゃならぬと思ふ。これは一体どうなつておるのか。これは大臣ですね。

○國務大臣(永井道雄君) ただいま宮之原先生御指摘のように、私がこの問題は検討して結論を出したいというふうに予算委員会でも申し上げました。きわめて遺憾でありますけれども、なお、検討中であります。それは、わが国の大学の事情、それからまた大学をめぐる暴力の事情、そうした問題がきわめて慎重に考えるべき諸側面を持つておりますから、そうした意味合いにおいて、引き

続き検討させていただいておる次第でございます。

○宮之原貞光君 きわめていまの答弁、私はひきようだと思ふんですよ。いわゆるあの立法当時あれだけ騒がせた、しかも、そのときの説明は、五年間のこれは時限立法なんですと、くどいほど政府・自民党は国民に宣伝しておつたじやありませんか。ところが検討中、検討中で、去年の八月で切れたものももうずっとそのまま生きておると称しておるんですよ、あなた方の解釈は。言うならば、附則の中に「廃止するものとする」というのは、あれは訓示規定なんだから、したがって、政府が廃止すると言わない限りいつまでも長い間生きておるんだと。これは私は国民をあざむく三百代言だと言われてもしょうがないと思ふんですよ。それをそのままにしておいて検討中だ検討中だ。あの法案が必要ですよと言つたまま話もまたわかる。それならそれで出さないかと私も言う。生かしも殺しもしないと言ひながら、この中身は、これは効果を生じておるんですよという物の言い方なんですよ。こういうことでいつまでも逃れるつもりですか、どうされます。検討中だということだつて、あの法律が生きておるといふことなんですよ、あなた方の解釈では。どこを押せば現在生きておるといふ解釈が出てくるんですか。これはだれですか、大学局長ですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 臨時措置法につきましては、御指摘のように附則で「五年以内に廃止するものとする」という規定に相なつております。したがって、五年以内に廃止するものというふうに規定に相なつております。ことに向かつてのいろいろな法的な措置をどう講ずるかということが伴うわけでございますが、「廃止するものとする」という規定だけによつて法律は廃止にならないで、法律の廃止そのものには廃止法をやはり制定しなければならぬ。法律の理解、法律の附則の読み方といたしましてはただいまのようなことでございます。

ただ、法におきまして、現行の附則におきまして「五年以内に廃止するものとする」とされてい

る以上は、何らかの措置をとるべく引き続き政府としても鋭意検討いたしておると、こういうこととさせていただきます。

○宮之原貞光君 これぐらい私は国民をばかにするものはないと思ふんですよ。ことしの八月で切れるから検討中でありましていうなら世の中はわかるんですよ。もうあなた、去年の八月で切れておるんですよ。それをまだ検討中だ、検討中だ、検討中だ、一年近くたつてもまだそのままでございまして、これは五年の時限立法だと言つたのは、全くこれはごまかしだということをおなた方ははっきり国民の前に言い切れますか。このことが一番、また、これは問題は元返りですけれども、文部行政と申しますか、本質的な体質というのには直らないということなんですよ。これは例の地教委の内申問題と同じです。あの当時は予想もしなかった、立法のときは予想もしなかった、しかしながら、その後異常な事態ができたからといって御自分の都合のいいように法律解釈を広げて妙なくおかしな通達を出す。あれは幾らあなた方ががんばつたつて裁判では負けるやつです。そういうものを出して、それと大体似たような姿勢じゃありませんか。それなら念のために聞いておきますが、今後いろいろな議員立法やいろいろな問題が出てくるときに、たとえば「五年以内に何々するものとする」といふものは、みんなこれはしり抜けの規定ですか、そういうことでの解釈ですか、その点、念のために聞いておきます。

○政府委員(井内慶次郎君) 先ほど大臣からもただいま検討中と申し上げましたのは、「五年以内に廃止するものとする」という現行臨時措置法が制定され、現行臨時措置法の規定の趣旨を踏まえたがらあくまでも今日の時点でもどう対応すべきかというところを検討中ということでございます。廃止するものとする」という規定の持つておる意味は十二分に踏まえながらやつてまいらるべき事柄と存じます。したがって、「廃止するものとする」といふこと、あるいは「何々するものとする」

という法律の規定は、政府といたしましては、あくまでもその趣旨は最大限尊重しながらやつてまいる事柄と存じます。

○宮之原貞光君 これはあなた先ほどから言うように一年になつておるんだから私はくどく言うんですよ。一、二カ月ならまだ話はわかるんですよ。それをあなた十二分に踏まえたつて、だれがこれ常識的に考えてなりましかね。これはおたくはより高次なところの、政党からひもをつけられておるので答えにくいかもしれぬけれども、こういうものは筋通しなさいよ。延長するなら延長するらしく、やめるならやめるらしくしなさいよ。このところがあなた方毅然と言えたら、私は文部省のお役人もえらいんだと敬意を表しますよ。こういうものはやっぱりきちんとやつてもらいたいんだよ。だから私は先ほど念のために言つたが、それならもう一問聞きますよ。恐らく衆議院にも法案があるそうだけれども、「何とかするものとする」という附則のついたものがあるそうだけれども、これ絶対認めませんからね。それだけは申し上げておきます。こういうインチキきまるものを出して、われわれ国会を、あるいは国民をこまかすようなことだけはやつてもらいたくない。それだけはどう明確に申し上げておきますよ。

なお、大学問題にかかわるところの問題では、このほかたくさんこれは議論をすべきやならぬ問題があります。教員養成大学の問題、入試改善の問題と、たくさんありますけれども、時間の関係もありますので、これらは次の機会に譲りたいと思ひますが、特にこれは委員長にお願ひしておきたいのは、例の大学入試の改善問題ですね。これはこの間、ちよこつと人を呼んできて、委員長私案というのを何かまとめていますけれどもね。そういうことじゃなくして、私は自由討議とは申しませんけれどもね、お互いがこれを議題にして議論をし合うところの場をやはりこの問題をつくつていただきたいと、これだけを申し上げておきたい。なお、きょうは私の持ち時間からすればまだあるんですけども、実は人権法に伴うところの給

与問題を私はひとつ大きな課題にしておりますけれども、人事院総裁が折あしく病気で入院の手前だと聞きましたので、先般の予算委員会でも人事院総裁は私の質問のときに病氣されておるので、これはどうしてもやっぱり人事院総裁でなきやぐあいが悪いので、この質問だけは保留して、一応きょうのところは私の質問は終わります。

○委員長(内藤三郎君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

昭和五十年六月十六日印刷

昭和五十年六月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P